

令和2年第3回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年9月15日（火曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 3号 平成31年度中頓別町健全化判断比率の報告について
- 第 7 報告第 4号 平成31年度中頓別町資金不足比率の報告について
- 第 8 同意第 9号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 一般質問
- 第10 議案第48号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第49項 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第13 議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第14 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第15 議案第53号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第54号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算
- 第17 議案第55号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第18 議案第56号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第19 議案第57号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第20 議案第58号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第21 議案第59号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第22 議案第60号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第23 認定第 1号 平成31年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 2号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第25 認定第 3号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 第26 認定第 4号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認
定について
- 第27 認定第 5号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

第28 認定第 6号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第29 認定第 7号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第30 認定第 8号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（8名）

1番	高橋 憲一 君	2番	長谷川 克弘 君
3番	西浦 岩雄 君	4番	宮崎 泰宗 君
5番	東海林 繁幸 君	6番	星川 三喜男 君
7番	細谷 久雄 君	8番	村山 義明 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠藤 義一 君
教 育 長	田邊 彰宏 君
総 務 課 長	小林 嘉仁 君
総 務 課 参 事	野露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹原 等 君
総 務 課 参 事	野田 繁実 君
総 務 課 主 幹	市本 功一 君
総 務 課 主 幹	庵 日鶴 君
総 務 課 主 幹	石川 章人 君
総 務 課 主 幹	矢部 智彦 君
産 業 課 長	平中 敏志 君
産 業 課 参 事	永田 剛 君
産 業 課 参 事	渡邊 誠人 君
産 業 課 主 幹	北村 哲也 君
建 設 課 長	土屋 順一 君
建 設 課 主 幹	千葉 靖宏 君
保 健 福 祉 課 長	相馬 正志 君
保 健 福 祉 課 参 事	山田 美緒子 君

教 育 次 長	工 藤 正 勝 君
教育委員会主幹	小 林 美 幸 君
国保病院事務長	長 尾 享 君
国保病院事務次長	西 村 智 広 君
会 計 管 理 者	藤 田 徹 君
認定こども園園長	相 座 豊 君
自 動 車 学 校 長	山 田 和 志 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	今 野 真 二 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） ただいまから令和2年第3回中頓別町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、東海林さん、6番、星川さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

令和2年第3回中頓別町議会定例会の運営に関し、9月1日及び9月4日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

会期について、本定例会の会期は本日9月15日から9月17日までの3日間とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期中に閉会する。

本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

町長提出議案の取り扱いについて、全議案本会議で審議する。

説明員の出席について、議場での密集を避けるため、必要最小限の説明員での対応とすることの協力をお願いしたい。

決算審査について、議長発議により全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、平成31年度中頓別町各会計決算に係る認定第1号から認定第8号を付託して、会期中に審査を行う。なお、その際、地方自治法第98条第1項の規定により検閲、検査権限を同委員会に委任、付与する。

意見書について、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）は、長谷川議員から発議される。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は、宮崎議員から発議される。国土強靱化に

資する道路の整備等に関する意見書（案）は、西浦議員から発議される。

閉会中の郵送陳情などの取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、議長預かりとした。

本日の会議冒頭から一般質問終了時まで、また明日から予定されている決算審査特別委員会を役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日9月15日から9月17日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日9月15日から9月17日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（村山義明君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件については、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。第3回の定例会、コロナの状況下の中での開催でありますけれども、全議員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本定例会で審議をいただくのは決算が主でありますけれども、コロナ対策等に関する補正予算を含めてご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

私のほうから3点の行政報告をさせていただきたいと思います。まず、1点目は中頓別町国民健康保険病院の院長の交代についてであります。令和2年3月27日から中頓別町国民健康保険病院で勤務されております川埜芳照院長より、ご家族の事情により退職したいとの申し出がございました。

このことを受けて、次期院長の確保に奔走してきました。その後、民間会社から下記医

師の紹介を受けて、面談、協議を続けてきた結果、当院に着任することが決まりました。

川埜芳照院長におきましては令和2年12月1日をもって退職されることとなります。

新任の院長でありますけれども、着任年月日は令和2年12月2日であります。氏名は長島弘先生、62歳です。専門科目は総合診療科、一般内科。現在道立の焼尻診療所のほうで院長をお務めになっておられます。

2点目でありますけれども、中頓別町防災行政無線の配付状況についてであります。令和元年度に整備致しました防災行政無線につきまして、令和2年4月より戸別受信機の配付を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため配付を延期しておりました。7月下旬に総合計画町民アンケートの回収と合わせて、職員が全戸に訪問し配付を行っております。8月下旬の配付状況は地域住民の皆様の協力のもと750戸中738戸、98.4%の配付率となりました。未配付の12戸の内訳としましては、受取拒否が6戸、長期不在が2戸、連絡不能3戸、検討中1戸となっております。未配付の方々には今後も協力が得られるよう働きかけを行ってまいります。すでに検討中の方は設置のご了承を頂いた状況にあります。9月1日から3日間にかけてお知らせ放送を行いました。現時点で支障のあった報告は頂いておりません。

3点目でありますけれども、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。本町においては、4月7日に政府が発した「緊急事態宣言」を受け、大きな影響を受ける地域経済や町民の生活を迅速かつ的確に支援していくため、特別定額給付金事業や子育て世帯への臨時特別給付金事業など、国が進める緊急経済対策に加え、町独自の支援策として地域に根ざしたきめ細かな支援に全力で取り組んできたところであります。

緊急事態宣言が5月25日に解除された後は、段階的な社会、経済活動の再開に向けた動きと合わせて、町公共施設については、感染症拡大防止措置を講じた上で順次利用を再開いたしました。

また、町主催の会議やイベント、行事等の開催に当たり、「新型コロナウイルス感染症対策におけるイベント、行事等に関する取扱い基準」を定め、適切な感染防止対策を講じた上で再開いたしました。

北海道は8月から9月の2か月間を「新北海道スタイル集中対策期間」と定めたことにより、新型コロナウイルス感染症中頓別町対策本部を開催し、関係団体や事業者への周知、旬報、折り込みチラシなどで、「新北海道スタイル」の実践に向けて、再度普及、啓発にも努めてきました。

現在マスクの着用が日常化され、マスクが必需品となっている状況で、さらにこの冬、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時流行することへの懸念が高まり、マスクの需要が増えることに備え、町民による手作り布マスクの買取り、無料配布事業を推進し、マスク着用の普及に取り組んでまいります。

また、7月15日には健康づくりセミナーと位置づけ、町国民健康保険病院副院長中西医師を講師に「コロナウイルス共存社会における感染症基礎知識」をテーマに、今後、ウ

イルスと共存して生活していくなかで、日常的な予防法や対策など、町民の皆さまに講演をしていただきました。

今後の対策として、日常生活はもとより、非常時に備えた感染拡大防止対策のさらなる拡充と併せて、「ウィズコロナ」のもとで誰一人取り残されることなく安定した生活を営めるよう、きめ細やかな支援策を講じるなど、迅速かつ的確に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、引き続き皆様のご協力をお願いするとともに、町民の皆さまを感染の脅威から守るため、感染拡大の兆候を常に注視し、適切な情報提供を行ってまいります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第3号

○議長（村山義明君） 日程第6、報告第3号 平成31年度中頓別町健全化判断比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 平成31年度中頓別町健全化判断比率の報告について、笹原総務課参事から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。議案書の1ページを御覧いただきたいと思ひます。報告第3号 平成31年度中頓別町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成31年度中頓別町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告する。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきましては、実質収支が黒字のため算出されません。実質公債費比率につきましては前年度のマイナス0.8%から0.6%減のマイナス1.4%となり、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、監査委員からの是正改善を要する事項のとおり、今後におきましても公債費比率の逡減に努め、より一層の財政の健全化を図りたいと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第4号

○議長（村山義明君） 日程第7、報告第4号 平成31年度中頓別町資金不足比率の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第4号 平成31年度中頓別町資金不足比率の報告について、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案の4ページをお開き願います。報告第4号 平成31年度中頓別町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成31年度中頓別町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告する。

特別会計の名称、国民健康保険病院事業、水道事業、下水道事業、共に資金不足比率はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎同意第9号

○議長（村山義明君） 日程第8、同意第9号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 同意第9号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

同意を求めたい委員につきましては、氏名、石井英正さんであります。

石井さんにつきましては、現在も教育委員でありまして、これまで教育委員長を含め長く本町の教育行政において高い識見を持って委員をお務めをいただいております。改めて再任という形で同意をお願いしたいと思います。どうぞよろしくご審議賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第9、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号7番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和2年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました2点の項目についてご質問をさせていただきます。行政側の誠意あるご答弁と町民目線での真摯な議論を交わしていきたいと思っております。

まず最初に、1点目の中頓別町をPRする誘導板、観光看板について町長にお伺いをいたします。町は、観光客の一層の増加を図るため、様々な方法で大変な努力をされています。そんな中で気になるのが国道40号、音威子府村と国道238号、浜頓別町など5か所に設置されている中頓別町をPRする誘導板、観光看板です。雑草や木が生い茂り、色もあせ、本体そのものも傷んでいるなど補修、更新が必要な看板が幾つかあります。観光客がこれらの看板を見て何だこれとは思われないうえにも、また今後の観光客増を目指すためにも早急に手を加えるべきではないかと思っておりますが、町長の考え方を伺います。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の観光看板に関するご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のあった案内看板については、平成7年に設置してから25年を経過し、特に看板上部の劣化が進んでおります。また、音威子府村に設置している看板については、立地的な問題もあり、周囲の木が生い茂ってきたことにより国道から見えにくい状況にありますので、今後設置の見直し、撤去を含めて補修等の対応を進めていきたいと思っております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして、再質問させていただきます。

ただいまの町長の答弁では、あまりにも答弁文書の内容に詳しい説明がなく、本当に私は寂しく思います。観光看板5か所の詳しい位置及び現状の状況、そして今後の対策を詳しく答弁してくれるのであれば、私は再質問はしませんでした。大変残念です。

議長、私の再質問で資料を添付して説明したいのですけれども、よろしいですか。

○議長（村山義明君） 許可しますので、配付してください。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前 9時54分

○議長（村山義明君） 休憩を解いて会議を行います。

細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、その資料を基に再質問させていただきます。

私が8月21日に、仕事が忙しかったのですが、中頓別町の今後の観光推進のために役に立てばと思い5か所全てを回り、現状の状況について確認してまいりました。まず、1か所目、右上のA、浜頓別町智福1の16に設置している看板です。これは浜頓別町を過ぎて稚内市方面に行くところの左側に我が社のスタンドがあります。そこに設置されている観光看板です。稚内市方面から来ると、写真のとおり看板の前に大きな木が生い茂り、観光看板の上の中頓別の文字や誘導板の案内文字が何一つ見えないのが現状です。ただ、見えるのは裏の無地の看板だけです。

2か所目、左上のBの浜頓別町字頓別原野4247の1に設置された看板です。浜頓別町方向から来ると、中頓別町に行くときの途中に下頓別のまちを過ぎて左にある観光看板です。現状では雑草が生い茂り、観光看板の誘導板の文字は全く見えません。町長の答弁にはありましたが、看板上部の劣化が進んでいる状態です。

3か所目、右中の部分のCの中頓別町字小頓別600の1に設置された看板です。小頓別の落合橋付近に設置されている看板です。この看板は草も木もなく、よく見えるのですが、やはり看板上部の劣化、これが激しいようです。上の北緯45度と敏音知岳の山並みが見えないのは、上部に紙が貼ってあるのかな、そこが劣化してきている状態です。

4か所目が左下、Dの中頓別町字敏音知308に設置された看板です。ピンネシリの温泉の前に設置されている観光看板で、唯一私が見た感じではこの看板だけが平成7年に立てられてから変わっていない観光看板ではないかと思えます。

そして、町長も言っていた5か所目、右下のEの音威子府村字咲来58の1に設置された看板です。名寄方面から音威子府方面に行くときに咲来の信号機をたしか過ぎて1キロぐらい左側に設置されている観光看板です。この看板は、町長も言うように、写真のとおり木が生い茂り、誘導板の案内文字、上部の中頓別の文字も劣化して剥がれており、観光看板としての機能が全く果たされていないのが現状です。

さて、町長は今年の4月1日付で中頓別町行政機構組織として新たに産業課内に観光まちづくり推進室を設置し、観光振興に努めるようですが、実際問題、夏場の観光客を目指すために春にでも既設の看板の現状について確認をされたのか、また確認をされているのであればどのように感じておられたのかお伺いします。

また、町長の答弁で設置の見直しを含め補修等の対応を進めると述べられましたが、私も町長の考えには賛成しますが、今後の方向が決まるまでの間、この看板は生きています。車で通る人に中頓別町は草に埋もれた観光看板かと言われないためにも町として工事費、これは2,000万円をかけています。看板です。なぜ雑草や木を取り除き、せめて上部は劣化しているが、下の誘導文字だけでも見えるような状態にできないのか。私はこれ作

業員二、三人ぐらいで四、五日あれば木や草は撤去できると思います。なぜ町長はアクションを取らないのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 永田産業課参事。

○産業課参事（永田 剛君） 細谷議員のご質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

看板の確認、管理に関して行き届いていない部分があることに關しましては反省をしているところでございます。観光案内看板の修繕につきましては、必要なものから随時対応してきておりますが、全体の整備には至っていないところでございます。今回指摘のありました大型の看板につきましては、損耗状況や立地的、また管理については対応が必要なものとしては課題として認識はしてございました。看板の損耗につきましては、ピンネシリ温泉にある看板以外は共通して上部のところの傷みが進んでいるという状況でございます。中頓別町の風景を写して表示しているところ、この部分が傷みが特に激しいというところでございます。立地的に課題があるとして考えてきたのは、今おっしゃられたところの智福にある看板、これは強風にさらされる場所にあるため、これまでも金属板が剥がれたということで補修をしてきた経過があります。もう一つは音威子府村に設置の看板ということでございますが、これは国道から離れたところにあるという場所的な問題と目に入りにくいというところもありまして、加えて周囲の木々の管理も考慮する必要があるということで課題としては考えておりました。本件、看板の管理、修繕につきましては、対応できるものについて速やかに行い、また損耗状況ですとか設置状況、その効果、今後の管理も含めてすぐ検討していきたいと思ひまして、あと看板の周辺、もしかすると土地の所有者のご理解をいただきながら対応していかねばならない部分もございまして、その辺も調べながら検討していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 後段の質問に關してですけれども、なぜこの状況を放置しているのかということでもありますけれども、私も認識はしつつ、適切な指示を怠ったということになろうかと思ひます。大変反省しております。今後につきましては、今永田参事が言ったとおり速やかな対応を取るようにしたいというふうに思ひます。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

永田参事も言ったように、一番今危険なのが浜頓別町の智福の1の16の看板の裏です。これはうちのスタンドの職員にも聞いたのですが、2回ぐらい何か剥がれて、うちのスタンドの職員が町のほうに連絡して、柴田電機が来て高所作業車でビス留めしたといったかな、そんなことを言っておりました。それで、そのときに町職員の方に6か月に1回は見に来たほうがいいよと何か声をかけたみたいだけれども、その後一切見ていない、来ていないという現状を私は聞きました。これから浜頓別町は冬に向けて風が強くなります。ここだけは絶対に早急にやらないと通行車両にぶつかる可能性も私が見てきた限りではある

可能性があります。その辺早急な対応をお願いしたい。

また、町長の考えもありますが、私が見た限りでは25年も経過して、今後この看板が強度的にもつかどうかの判断は難しいのですけれども、もしもつものであれば、新しく看板を設置するには大分お金がかかると思います。それで、もし直すのであれば、お金をかけるのであれば、上部の劣化だけ直してお金がかからない程度でいいのではないかなと思います。それと、もったいないのが浜頓別町の智福の裏の面なのです。これは浜頓別町の人も言っていたのですけれども、ここだけが唯一裏面が見えるところなのです。それで、表にも書いてありますけれども、字が書いているのだけれども、この裏面を何で使わないのだと、無地というのはもったいないよねと私はスタンドに来たお客さんに聞きました。もし直すのであれば、この裏面の無地のところに、これは一番本当に見えるところです。浜頓別町から稚内市に行くときに右側に、ここには何かインパクトある中頓別町の観光の文字だとか絵などを入れてもらえれば、私は大変おもしろいものが出来上がるのではないかなと思うのですけれども、再度町長にお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 観光関係の看板につきましては、たしか平成20年から平成24年ぐらいの間でありますけれども、当時国の臨時の経済対策等があって設置のし直しとかを進めてきた経過があるのですけれども、それらの補助金というか、それがなくなった時点から、その後看板に関しての設置を新たにするとか、取り替えるとかというようなことをしてきておりません。その当時、これは私が直接担当として浜頓別町とお話をしたのですけれども、智福の看板については浜頓別町に譲渡する方向で協議を進めた経過があるのですけれども、最終段階で本町のほうからその話を当時町長のご判断で取りやめたというような経過もございます。今後の見直しに関しては、老朽化が進んでるということの基本として、この看板の設置場所、智福の看板につきましては特に浜頓別町の入り口に中頓別町の案内があって観光客が混乱するというような当時ご指摘もございました。だから、公式な話ではないのですけれども、浜頓別町からはこの看板の見直しをというようなご意見も当時はあったのです。だから、あの場所で中頓別町の案内をすることが本当に今後も有効なのかということを考えるということも要素としてあるのではないかと思います。本当に有効に活用できそうなものであればもちろんそうしたいと思っておりますけれども、改めて場所と観光における案内効果、そういったところもしっかり見極めた上でここについては判断する必要があるのかなというふうに思います。音威子府村については、私はこれは早急に撤去するのが望ましいのかなというふうに考えておりますけれども、下頓別にある看板も以前よりは周りの木が茂っている中で、果たして見えやすさとかということを考えてときに有効とか、そういうことを1か所1か所でも速やかにこれを判断して対応するように改めて議会にもお諮りをして進めたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 最後に、今年はコロナ関係で北海道に来る、道北に来る観光客も

私は減ったと思いますが、このコロナが収まれば、いつもとは変わらない、それ以上の観光客が来年は1年我慢した思いをもとに抱いてやってくると思います。そのときのためにも観光看板の補修の対応を早急をお願いいたします。

それでは、2点目の重過ぎませんか、小中学生の通学かばんについて教育長にお伺いいたします。

時代背景が影響し、脱ゆとり教育以来教科書が大きく厚くなり、補助教材が増えるなど、小中学生の通学かばんの中身や持ち物は重くなる一方で子供の体に大きなリスクを与えている。そこで、次の2点について教育長に伺います。

①、小中学生のランドセルや荷物の重さが成長段階の子供の体に与える影響について教育委員会としてどのように認識されているのか。

②、少しでも軽量化することが必要だと感じますが、教育委員会として統一的な方針を示しているのか。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員の一般質問について答弁いたします。

最初に、教科書なのですけれども、これが現在使っている教科書です。低学年のほうは分冊になっています。高学年のほうにいきますと、東書の場合は5年生までが上下で、6年生はこういう1冊になります。それで、恐らく一番重たい教科書だろうというもので、これは高校の教科書、世界史Bの教科書ですけれども、これが恐らく一番重たいと思います。中学校は、これよりは若干軽いというふうに考えています。それで、文科省のほうは教科書の重量について制限はしていません。教科書会社のほうはセールスが来てポイントを説明する中で、紙質を改善し、軽量化に努めていますというふうには言っていますが、この世界史クラスの教科書を10冊持っていったら、これは相当重たくなります。高校生は大変だろうと思います。でも、学校に行っています。小学校の場合はこれが全部、6年生の教科書はこういうものなのですけれども、大体これが最大の厚さです。小学校は6時間で実質国語、算数、社会、理科、あと英語も入りましたけれども、英語は薄いのですけれども、最大このぐらいしか持っていけないのです。そうすると、大体幾ら入ってもこのぐらいだろうと思います。これがランドセルに入っています。

教科書、ちょっとこれとはずれますけれども、教科書を、言いにくい部分もありますけれども、これを学校に置いていっていいかという議論にはなっていません。これを置き勉というふうに言います。これにはいろんな思いがあろうかと思います。それで、こちらのほうを読ませていただきます。まず、①番目でございますけれども、児童生徒の通学距離は、おおむね1キロメートル以内、遠方からの児童生徒はスクールバスを利用しています。登校時間も徒歩通学の児童生徒は短時間、5分から15分程度です。教科書やその他教材等は、宿題や予習、復習などの家庭での学習課題を適切に課す等、家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものであり、持ち帰ることが原則になっています。学習用具、水彩、書道、鍵盤ハーモニカ等やその他教材等は教室、個人の棚、保管場所ですけれども、

ここに置くことも可能です。ふだんのランドセル等には使用する教科書やノート、宿題プリント、筆入れ、ハンカチやティッシュ、水筒等が入っています。ランドセルや荷物の重さは、本町の成長段階の子供たちに大きな影響を与えているとは認識しておりません。

②についてなのですが、教育委員会は学校に教科書やその他教材等の荷物を学校に置いておく置き勉強やランドセル等の是非について統一的な指針は示しておりません。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再質問させていただきます。

教育長は、ランドセルや荷物の重さが本町の成長段階の子供たちに大きな影響を与えていると認識はしていませんと述べられました。しかしながら、ゆとり教育が行われていた、今教育長が説明したように、2005年には全教科書のページ数は4,857ページでした。しかし、その後脱ゆとりを目指した学校指導要領が実施され、2015年には教科書のページ数は増加、何と総数6,518ページとなり、2005年度と比較すると34%の増加となりました。また、ページ数が増えただけでなく上下巻が1冊にまとまり、デジタルカラー版によりB5からA4判になるなど大判化し、紙質がよくなっています。そして、かばん自体も軽量化していても、容量が増え、たくさん詰められるようになり、全体の重さは40年前に比べ2倍以上になっているそうです。しかし、こういった状態が全く把握されておらず、持ち運びに関しては考慮されていないのが現状です。これは相当深刻な状況ではないかと私は思います。そこで、いろいろと調べ進めますと、ある記事に私は目が留まりました。朝日新聞の特集で日本赤十字医療センター整形外科センター長の久野木順一さんが、アメリカの小児学会はバックパックの重さは体重の10から20%を決して超えないこととし、重い荷重が身体の健康な発達に影響を与えている可能性があるとして指摘し、それを超える場合、使用する道具を学校や家に置いておくべきと警告しています。私は、この一般質問を出した限り、実際の中頓別町の子供たちがどれだけの重さの荷物を持って通学しているのか、これは調査する必要があると思います、中頓別町の今現在の子供たちの実態を知るために9月11日の金曜日、小学校の校長先生の許可をもらい、早朝登校して子供たちのかばんの重さを量ってみました。どれぐらいあると思いますか、教育長。

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（細谷久雄君） 大体いいところを読んでいると思います。それで、仕事の関係で私もあまり時間がなく、3名の子供たちの計測を行いました。1年生、女の子、かばん重量3.6キロ、体重が16.8キロ、かばんの重さが体重の21.4%でした。2年、男の子、かばんの重さ4.8キロ、体重30.8キロ、かばんの重さが体重の15.58%、4年生、女の子、かばん重量5.3キロ、体重24.2キロ、かばんの重さが体重の21.9%となりました。もっと取ればよかったのですが、仕事の関係であり、忙しくて3名の方だけだったのですが、このような結果が出て、たった3名しか計測していなかったのですが、20%を超える子供が2名いました。教育長は、教育委員会として

は置き勉については統一的な指針は示していないと述べられましたが、私はこの数値を見て自分なりに思ったことが、教科書を持たないで学校に行くわけにはいきません。そこで、自宅で使わない教科書等については極力学校に置いておく置き勉対策が今後絶対に必要ではないかと私は思いますが、教育長の考え方を伺います。

また、学校教育法が2019年4月に施行され、デジタル教科書が小学校では使用できるようになりました。そこで、どんどん厚くなり重みを増している教科書が子供たちの体に負担をかけています。このデジタル教科書を施行するには多額の町費が必要かと思いますが、今後将来使用するであろうデジタル教科書への移行の方向性についても教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 再質問に答弁させていただきます。

最初に、置き勉についてなのですけれども、答弁書のほうにもありますけれども、これ学校のほうで絶対駄目だということは言っていないわけです。ふだん使わない教科書、簡単に言えば図工であるとか、家庭科であるとか、音楽等の教科書については、もう既に置き勉という措置が取られています。そのほかの副教材については、全て学校に置いていても構わないのです。例えば水彩であるとか、鍵盤ハーモニカであるとか、あるいはジャージであるとか、ほとんど学校に置いてあります。それから、中学校なんかは辞書も学校で備付けになって、持ってこなくてもいいということになっています。絶対的に教育委員会として、議員と私の意見は相反するところがありますけれども、教育委員会が積極的に置き勉を認めるということは私は考えてはいません。あくまでもこれは学校の判断で、こういう教科書は置いていいよ、使わない副教材はしばらくは置いていいよ、そういう指導で私は構わないと思います。置き勉ということを経ると、教科書は持って帰らなくていいのだということになると、これまた別な問題が生じます。これについて教育委員会として明確に置き勉可という指針については、私は考えておりません。道教委のほうも平成30年12月にこのことについていろんな具体的な子供たちのかばんの重さを軽減する持ち運びへの配慮という文書を出しています。その中に、今申し上げたように、ふだん使わないものは学校に積極的に置いていいですよという、そういう指導に変えなさいというふうになっています。それを受けて、特に小学校のほうはそれが進んでいます。

議員が3人の子供たちの重さを量っていただきましたけれども、私も放課後子どもプランへ行っているとランドセルの重さを、こう持ちます。そうすると、軽いのもあるし、若干重たいかなというのがあります。それで、子供たちに聞きます。重たいかと聞くと、うんという感じと重たいという感じがありまして、なかなか明確な基準というのは難しいと思います。ですから、極端に言えば小学校のランドセルは全部入れて6キログラム以内とかというのはなかなか難しいと思います。成長段階において人それぞれ個人差がありますので、一律にははかれません。それで、端的に言えば今と変わらない方法、いわゆる国

語とか、算数とか、英語は1週間に1回しかないですけども、こういう教科については極力持って帰ってくれと、そのほかの教科については置いていってもいいよというような指導になっていると思うのです。それで、意外とランドセルの中はすいているのです、今は。水筒を外に出しているのです、結構こうなっている。ランドセルというのは、きちっとこうなると、そんなに重さを感じないようになっているのです。小学生がそこを歩いている姿を見ていて、こういう感じで歩いている子はほとんどいません。ただ、こういう形で歩くのは中学生の冬の姿です。中学生はランドセルではありません。リュックになっています。あれで肩がずしっと、こうなっています。これチェストストラップとって、ここにこれがあると、きゅっとこうなるのです。これを何とか推奨できないかなというふうには思うのです。それから、中学生の場合は小学校と変わりません。同じような形になっていますけれども、やっぱりいかにせん教科書が厚くなるので、これ3冊ぐらい持っていてもそれなりの重量になります。リュックとランドセルの基本的な違いは、ランドセルは背負っていても負荷がかからないような形になっています。中学生の持つリュックについては、どうしてもこれをこうやらないと、こうなります。ただ、夏場は彼らは自転車で通っていますので、ほとんどそんなに影響はないと思っています。

それから、議員が影響があるのではないかということなのですが、うちの通学距離は長くないということ、時間もさほどかからないということ、遠くから来る子は、荷物を持つときは重たいかもしれないけれども、バスで通ってきていますから、ほとんど影響はないのです。それほど成長段階の発達の子供に影響を与えているというふうには私は考えていないのですけれども、学校のほうは、もうそういう体制は取ってあります。

それから、もう一つのほうですけども、デジタル教科書についてなのですが、これも近い将来こうなると思います。今小学校で副読本を作っていますけれども、ペーパーでも作りましたけれども、これをタブレットにも入れて使うというようなことをもう試行でやってみたいと思っています。将来的には、紙の教科書も残るけれども、どうなるかわからないけれども、児童生徒一人一人に与えたタブレット中に入れる、それを家に置いておくとか、持って帰ったりする、そんなような形になるのではないかなと思っています。ただ、紙の教科書がどうなるかというのは今私は分かりません。ただ、ご指摘のとおり、タブレットに全部入れてしまえば、これ一つ持っていけばいいということに単純に考えればなるのですけれども、やっぱりこれで勉強したほうがいいのかというのもいるかと思えますけれども、その辺については間違いなくそういう方向にいくであろうと思います。その第一歩がG I G Aスクール構想であり、子供たち一人一人にタブレットを配付したということになります。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

再々質問では町長と教育長にお伺いをいたします。それでは、まず最初に町長にお伺いをいたします。子供が小学校に入学するということは、これは家庭内の一大イベントでもあ

りますし、いろいろとそれなりの経費もかかると思います。そこで、郷土の明日を担うかけがえのない子供たちに超軽量化されたランドセルを町から新入児童にプレゼントされることはできないものかお伺いいたします。私がこの仕事をしていないで伊達直人であれば認定こども園にランドセルを20個ぐらいプレゼントするのですけれども、それはできません。ランドセルの値段は1万円ほどから高いもので7万円を越すものもあり、平均すると大体5万円ぐらい。入学する児童が最大20人だとしても、予算として100万円ぐらいあれば足りると思います。教育は、町長、未来への投資です。考えていただけないでしょうか。

それでは次に、教育長にお伺いいたします。ランドセルなどの是非については、教育委員会では統一的な指針を示していないようですが、私が9月11日金曜日に登校してくる児童を見た限りでは、大体児童はランドセル登校でありました。そこで、大人の夏場の服装としてクールビズがあるように、夏場の厳しい暑さの中で登下校する児童の熱中症対策としてノーランドセル登下校を夏場の何か月か実施することはできないものか。通常のランドセルの場合、教科書などを入れると4キロから5キロの重さになると思います、私は、児童の体に負担がかかり、特にランドセルは熱が籠もりやすいと思います。そこで、ランドセルの代わりにリュックサックを使用することにより軽くて登校しやすい、児童の熱中症対策としては最適な策だと思いますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 子供を大切にする政策として経済的な負担を少しでも軽くというお考えについては私も同じ思いを持っておりますし、これまでそういう施策を、一番とは言いませんけれども、よそのまち以上に本町は取り組んできているというふうに思っています。その中でランドセルの話が唐突に出たので、今即答するのは避けたいと思いますけれども、父兄やいろんなご家族を含めてどんなふうにランドセルが購入されているか、ある意味人によってはおじいちゃんやおばあちゃんが子供にプレゼントする楽しみとしてあるでしょうし、1年近く前からランドセルというコマーシャルが流れますよね。だから、本当にいろんな嗜好があって、その中で町がするのがいいのかというふうに正直思うところはあります。支援の仕方はそれ一つではないので、決して思いを踏みにじるつもりではないということをご理解いただいて、ただ教育委員会のほうでも検討してもらって、そういう考え方が強いというようなことであれば対応を考えないでもないというふうに思いますけれども、現時点では正直どうかなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 再々質問に答弁させていただきます。

クールビズ、ノーランドセル登校、リュックサックということなのですが、家から小学校、中学校までどのぐらいの時間がかかるか。夏場の子供たちの服装を見てみると、我々よりもクールビズになっているのです。ランドセルが重たいから軽量化しろといっても、あまり軽量化し過ぎると、すぐ壊れてしまうのです。やっぱりある程度の重さは必要

なのだと思います。それで、一番ランドセルで軽量なものは約1キログラムのがあるというのを聞いています。重たいものになると、革のすばらしいやつは1.5キロを超えるといっています。このぐらいの中で子供たちは使っていると思いますし、値段も高いものは、私が調べた中では22万円というのがありました。誰が使うのだろうというふうに思ったのですけれども、やっぱりそういうランドセルを背負っている子もいる。ただ、大事に使うだろうなと思います。通常はやっぱり3万円から5万円ではないかなというふうに考えているのですけれども、放課後子どもプランで来るランドセルを見ると、非常に機能的になっています。持っていくために、昔のランドセルから見たら子供たちははすごく使いやすくだろうなと思います。私は背負えなかったのですけれども、背負うことについて子供たちは特に苦になっているとは思いません。

夏場の期間ノーランドセルということによってそれをやって、そのためにわざわざリュックをもう一つ購入するののかということについては、これは保護者としても多様な考えがあると思います。基本的にうちの町の小学生は、1年生のときに使ったランドセルを6年間使います。これははすごく立派なことだと思います。そういう意味でいうと、夏場幾ら歩いて云々といっても15分ぐらい、そして短パンとかそれで行くわけです。相当クールビズなのです。そんなに負荷はかからないと思うのだけれども。私としてはノーランドセル、ノーランドセルというのは、行事なんかがあるときは子供たちはランドセルを持っていないのですけれども、それを毎回やるというわけには、夏場だけやるというわけにはどうなのだろうという思いはあります。これは私だけの意見ではないのですけれども、学校とも話をしていますけれども、ただうちの町からランドセルの文化を取ってしまうということは多分できないと思います。

それから、夏場だけの云々というのであれば、一つ夏場ランドセルが暑いと思われる子供については、別な手提げバッグであるとか、そういうものでもいいですよということは案内するというか、周知することはできるだろうと思いますけれども、意外と子供たちはランドセルを背負うことに私は身にとりかかるといって、あれを背負っていくという習慣がついていると思うのです。そのほかにこれを持っていく、それを購入させるということについて、そちらのほうを考えたときにはランドセルを使いましょうというほうが有効ではないかなということなのだと思いますけれども、これは教育委員のお話というか、意見も聞いてみたいと思いますし、学校関係者のほうとも相談をしてみたいと思いますが、学校のほうはもう既に軽量化に対する対策を取ってしまっていて、ランドセルを変えるというところまでは発想にはなっていないと思います。恐らく変わらないと思いますけれども、こういう貴重なご意見もあったということについて教育委員の皆さんの意見は聞いてみたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは最後に、中頓別町の子供たちは、この先の中頓別町の未来を担っていく、教育長、宝です。無限の可能性を秘められた子供たちの環境づくりに今後も全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて細谷さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受付番号2番、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 議席番号5番、東海林が質問いたします。

私は、なかとんべつ観光まちづくりビューローの在り方について、いわゆるDMOと言っているあの会社について幾つかの質問をさせていただきます。まず、期待されて設立されたこの組織が十分な体制と管理運営に幾つかの課題が見られます。そこで、次について質問いたします。

まず、1つ目は、町の観光資源を網羅し、その管理と望ましい姿を見つけ、その実現のための計画策定を含め町の観光振興を促進するのがこの組織の役割と私は考えております。しかし、実態は伴っていないと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、組織が少数の理事で構成されている。いわゆる3人の理事です。私は、町の関係する機関、例えば産業団体、農業団体や林産業、商工団体、そういった関係者、それから金融機関、信金をはじめ郵便局も含め、さらには地域全体を通して自治会関係の団体も含めて幅広く参加を求めるべきではないかと思っております。

3点目、職員体制はこれまでの課題でありました。現在の体制に不備はないでしょうか。いや、これは不備があることは分かっているのです。専務理事がまずいない。そして、本部長を置いているけれども、この人が専任ではない。こういったやり方で一体不備はないでしょうかではなく、あることを指摘したいと思えます。職員体制がこれまでの課題でありました。現在の体制に不備はないでしょうかというのが今の質問ですけれども、ある意味では不備がありますが、いかがでしょうかと、いかがなさいますかというように変えさせていただきます。

4点目、観光資源を網羅し、点から面へと総合的な観光振興を意図しながら、鍾乳洞は除外され、さらにはこういった観光には欠かせない寿公園やスキー場も範疇に入っていない。このような考え方でよいのでしょうか。

さらには、最後に観光振興計画にこの組織はどう関わっていますか。これは町の観光振興計画です。中頓別町の全ての観光資源を網羅して観光を推進しようとするこのDMO、なかとんべつ観光まちづくりビューローが町の観光行政とどう関わっているのか、それを伺いたいと思えます。

○議長（村山義明君） 町長。

○町長（小林生吉君） 東海林議員のなかとんべつ観光まちづくりビューローの在り方についての質問にお答えしたいと思います。

なかとんべつ観光まちづくりビューローについては、平成31年から観光関連施設の管理運営の受託とともに、観光まちづくりを掲げて事業をスタートしていますが、現状としては低迷している観光関連施設の運営状況や人材不足などの課題などから、本来の役割を担うまでに至っておらず、改善に向けてはマネジャー会議や理事会で協議を重ねながら進めている状況にあります。今年度は、宿泊施設の利用を拡大するために外部予約サイトの活用や体験プログラムの更新、情報発信を強化していくこととなっておりますが、今後さらに課題となっている事業運営の強化を図りながら地域一体となる観光マネジメントに取り組んでいかなければなりません。

組織の構成につきましては、目標としているDMO設立に際して地域内の他業種、関係者との連携が条件となりますので、構成の見直しについてはその時点を一つのタイミングと考えています。

職員体制に関する課題につきましては、町内向けの募集広告や職業安定所の求人を行っておりますが、人材の確保が困難であるため、地域おこし協力隊員制度の活用も行っており、8月28日付で本部づけ1名の隊員が着任しています。ピンネシリ温泉、農業体験交流施設、本部事業など不足している部分に関しては、継続して募集を行っていきたいというふうに考えております。ご質問の中で事前になかった3点目の質問に関するところでは専務理事の不在というようなところのご指摘でありました。体制の強化については、役員級の人材の確保ということが欠かせないというふうに考えておまして、それらの体制を構築をしていきたいというふうに考えます。

町内観光資源の活用についてですが、なかとんべつ観光まちづくりビューローは、活動方針として地域に根差した組織として地域観光資源を積極的に活用し、事業化及び商品化を図るほか、情報を発信していくことを掲げておりますので、直接的には管理運営していない施設についても地域活性化のために関係者の連携の下、取り組んでいきたいというふうに考えています。

観光振興計画における組織の位置づけでありますけれども、観光まちづくりを推進する組織として観光関連施設の有効活用をはじめ地域で連携を図り、観光資源を活用した滞在プログラムの展開や特産品の開発のほか、地域内外に情報発信を行うことで交流人口や移住者の増加、地域経済の活性化による雇用の増加、人口減少対策に寄与していきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、答弁いただきましたけれども、私は議会での一般質問という、議員として理事者に対するいろんな行政質問をするというこの制度自体は生かしていかなければならないと思っているのだけれども、それを当町は事前通告制でやっています。事前通告というのは議会の効率化等々のため、余分な時間も取らせないようにしよ

うということで前もってこういう質問をしますよと言っている。それに対して事前に答えしてくれると。制度としてはいいのだけれども、我々は3回という回数の範疇でしか動けないので、一般質問は。そうすると、きちっと答弁してもらわなければ駄目なのだ。答弁書を誰が書くのか知らないけれども。私も何十年もそういうことをやってきたのだけれども、言うならば総論だとか論理上の問題だけでごまかそうとして、第1回目の質問に対する事前通告に対する答弁が全く具体化されていない。具体的な答弁になっていない。私は結構細かく質問したつもりだけれども、何も具体的な答弁になっていないでしょう、これ。先ほどの細谷議員の質問も不十分です、答え方として。第1回目の質問に対する答弁として。だから、当然担当課長が原案をつくって、それを町長が承認したということで、もちろん町長の責任が最後にあるわけだけれども、こんなことで議員が納得すると思っているの、皆さん。私は細かく砕いて言って、少なくともそこについては反応があるかと思ったら、全くないわけでしょう。こんな答弁では答弁ではないよ。だから、そういう意味では今後議会改革特別委員会もつくるようですから、そこで一般質問の在り方、事前通告廃止すべくだと私は思っているのです。こんなものは意味がなくなってしまふ、1回目の質問と答弁は意味がなくなってしまふ。これも1回だと思って答弁するのでしょうか。こんな答弁をしたら、本来は再質問だとか再々質問なんかしなくてもいい答弁を書いてもらえばいいのだ。聞きたいのだ。これであれば絶対に再質問だとかそういったものを期待して答弁してもらっているような感じで。本当にこれは皆さんで反省してもらいたい。なるべく分かるように質問した以上はそれに真摯に答えてもらわなかったら一般質問でなくなる。

そこででは、再質問を改めてします。町長も今の観光まちづくりビューローが不十分な体制で、それからせつかく採用した職員も次々と辞めていくといった状況で大変苦勞していることは分かる。だけれども、辞めていくというのはそれなりの理由があるわけでしょう。そこを改善しないで次々と入れたってどうしようもないことなので。1つ、まず第1問の1、本当に町が目指す観光行政促進とDMOという役割からすると、町以上にさらに専門的に町内の観光資源を網羅して、管理運営の問題だけではなくてどういう方針で中頓別町の観光を進めることが理想なのだ、適当なのだという、その部分を検討するのが本来DMOの役割であって、ある資源、観光資源、例えば温泉を運営するとか経営するとかという問題は二の次で、そんなものは子会社に委託してもいいわけで、だけれども温泉を今後どうするかというところを考えるのがDMOの役割だと思う。そこで、行政とDMOの当町の観光推進についての合致している点、どういったところで関わっているのか、その辺をもう少し聞きたいということと、マネジャー会議って突然出てきた。マネジャー会議って何ですか、これ。突然に本部長の下にマネジャーというのが出てきて、マネジャー会議だったら本部長は出ないわけ。何か訳が分からない会議をただ答弁の中に出したって、こんなもの意味がありません。理事会の人数が少ないのでないか、例えば私たちが見てきた豊浦町のDMOは、地元の金融機関、産業団体、みんな網羅しています。そういったことでいくと、早くそういうスタイルにしなければ駄目ではないですか。これを町長は

その時点を一つのタイミングと。その時点っていつのことですか。これをきちっと言わなかったら、私は早くこういうふうにしたらいいのではないかと、いや、そういうものは要らないというのなら分かる。そのほうがいいと思うのだったら、いつやるのかきちっと答えてください。

次、3点目、職員体制なのですけれども、私は今の本部長は非常に能力もあるし立派だなと思って、何回も会って話をしています。この人が来てくれたからよかったなと思ったのだけれども、非常勤です。幾ら立派な、優秀な職員でも本部長を非常勤という体制でやって、それで務まりますか。しかも、専務理事も置いていないのです。だから、少なくとも今の、私は非常に能力のある本部長だと思うから、そういうやむにやまれない状況でそういう勤務態様しかできないのであれば、その下できちっと動く人を早く得たいと、そういうふうにするべきでないかということをおっしゃったと思ったら、いつの間にかマネージャーが8月に出来上がった。これはこれでいいと思う、どんな人か分からないけれども。だから、せっかくの能力のある本部長であれば、本部長の意図する動きがこの人にできるのかどうか、そこが問題だと思う。だから、そういったところを今後も含めて専務理事の問題、それから本部長の体制、今のままでいくのか、今の人を専任の本部長になってもらうような努力をするのか、その辺よく答えていただきたい。

それから、4点目、結局DMOというのは中頓別町の観光資源全部を網羅して、面として考えなければならぬのが鍾乳洞も入っていない。これはだけれども、以前に町長は鍾乳洞も入れたいと言ってくれたことも私は知っています。でも、いつ入れるのか。鍾乳洞は振興公社が管理しているから、いい。管理はいいのです、振興公社に任せても。しかし、鍾乳洞を将来どうするのか、どう生かすのか、さらによい鍾乳洞にするにはどうするのかというものを考えるのがこのDMOではないの。そういうものでしょう。だとすると、管理は振興公社に委託しているとしてもDMOの管轄の中に観光資源として鍾乳洞は当然入るべきでしょう。それから同時にスキー場も。それから、寿公園も当然ですし、場合によっては今論議されている丹波屋のことも一つは観光資源として一面では見れるかもしれない。そういうことも含めてそういうことを考えるのがこのDMOの仕事だと思うのですけれども、この辺どうでしょう、町長、もう少し町長の考え方をお聞きしたいと思います。

最後に、観光振興計画をこれから町がつくっていくということになっていきますけれども、本当は観光振興計画はDMOがつくっていくものだと思うのです。町の行政担当者がどこかへ委託してつくるのではなくて、DMOが町の全体的な観光資源を考えて、これをどういう方針でやろうとするのかを考えるのがDMOの役割だとすれば、DMOが考えている方向をどこかの会社に委託して観光振興計画をつくるという、そんな関わりがあるのかどうか。これDMO全く関係なくて観光振興計画なんてあり得ないと思うのですが、いかがですか。ちょっと長くなりました。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 答弁がもし質問の趣旨とかみ合わなかったらご指摘をいただきました。

いと思います。

まず、1点目の町が目指す観光とDMOの関わり方ということになるとと思いますけれども、基本的には、これは最後の質問とちょっと重なるところがありますが、町は2年かけて観光振興計画を策定をしてきて、その観光振興計画の中にDMOになっていく組織を位置づけて、その中で観光まちづくりビューローが組織化されたという経緯、ご質問の中でも今ある観光振興計画の位置づけやその辺のPR不足というか、説明不足が起因しているのかもしれませんが、まず基本的な位置づけが町のほうから十分に伝えられていないというところがあったのかなというふうに思います。今申し上げましたとおり、町としては観光まちづくり推進ということで観光振興計画を2年間かけて策定した上で、それに基づく展開の中にDMOというか、観光まちづくりビューローの役割があるという、その位置づけについてまずご理解を賜りたいというふうに思います。その中で、全ての観光資源を一括というお話もありましたけれども、まず観光振興計画の中でもしっかり稼げるところを目指すというようなところもあって、スタートとしては敏音知にある、それまで管理も分散していた町と観光協会と観光開発株式会社というふうになっていたところを一元化して進めるという中に今のビューローの位置づけがあって、その展開の後にとすることで次を考えていこうというふうになっていました。東海林議員からすると全体としては町の、あるいはビューローの取組の展開がスピード感がないので、そこに至って納得できないというようなことになっているのかなというふうに思います。冒頭にも申し上げたとおり、ビューローとしては組織体制を含めてまだ全然十分に機能していないということは率直に認めざるを得なくて、その体制づくりということにさらに取り組んでいかなければならないというふうに思っています。いずれにしましても、町としても専任の、専任というか、観光だけではないのですけれども、観光を主に新しい室を設けて観光まちづくりを推進するということと、DMOが一体となって町の観光を守り立てていけるように取り組んでいかなければならないというふうに考えています。やはり現状の観光というのは若い世代が将来に夢や希望を持って働ける場所に残念ながらないというところがあるので、そこに着手できるようにしっかり取り組んでいくというのが町とDMOの役割としてあるというふうに認識をしております。

それと、マネジャー会議というのはビューローのほうで所管している自然学校であるとか、道の駅であるとか、温泉であるとか、農業体験交流施設、それぞれの所管している責任者の会議のことなので、ビューローの組織内の担当責任者の会議というふうにご理解いただければというふうに思いますけれども、いずれにしましても今現在専務理事が退職した後補充できていないという状況にあります。基本的には町からの負担を少しでも減らす方向でいかなければこのビューローを立ち上げた意味がないというふうに認識していますけれども、その中で専任の専務理事が退職して、かつこのコロナの状況の中で観光客の入り込みにしてもいろんな売上げにしても大きく落ち込んでいるというような状況の中で、どういう形でこの組織を改めて強化していかなければならないのかということについては

今ビューローの中でも議論をしているところでありまして、それらについてはできるだけ早い段階で答えを出していかなければならないかなというふうに思います。窮余の策として町内の在住の方を組織の本部長という形で、非常勤ですけれども、迎えて今乗り切ろうとしているところでありまして、実質的にはほぼ専任に近い体制で今も頑張ってくれているので、改めて今前段で申し上げた話を含めてビューローの職員体制を整えていくようにしっかり対応してもらいたいというふうに考えています。私自身が代表理事を軌道に乗るまではやらなければならないというふうに考えているので、産業課の新たにできた室とともにしっかりそこは町としても対応していくようにしたいというふうに思います。

それと、4点目の質問は、先ほどちょっと触れてしまいましたけれども、中頓別町の鍾乳洞、スキー場、寿公園などを含めた観光振興というお話でした。決してそれはそうしてないつもりではないのですけれども、まず先ほど言いましたように、敏音知地区を核として、その中でいろんな宿泊体験のできる場として鍾乳洞やスキー場やその他の施設等についても活用を図っていくというようなことで、観光としての商品開発、そういうことについてはビューローとしても取り組んでもらうというような考え方に立っています。

5点目の質問は、先ほど言いましたように、観光振興計画とDMOの位置づけについて冒頭に説明したとおりなのですが、改めて観光まちづくりビューローの役割としては、単に施設管理を行うということではなくて、観光まちづくりを通して町の地域振興に寄与していくということをミッションとして、使命として掲げておりますので、これからも町と一体となって観光を守り立てていく役割を担ってもらえるように育てていきたいというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長はよくしようという意欲は十分あるし、そういった気持ちは分かるのです。分かるけれども、もう少し町の人にどうしたいのだ、どうするのだというところを見せなければ駄目なのだ。だから、職員もただ集まらない、集まらないって、お金出せば集まるに決まっているのだよ、あれ。

もう一つ確認したかったのは、空いている専務理事、これは配置するのですか。配置しないで今の本部長の体制でやろうとしているのか。だとしたら今の本部長の職務態様、私ははっきり言って何回も行っているけれども、彼は忙しくてほとんど午前中いないときも多いのです、何回も行っているのだけれども。彼の話を知ると、本当に立派ないいセンスをしているし、本当に信頼に値するし、こういう人が本当は専任になって、専務理事になってくれればいいのになと逆に思っているのです。だから、その体制をこれからどうしようとしているのか。

それから、マネジャーというのを8月に入れたそうですけれども、どんな職員かもよく分からない。これは変な話だけれども、町と相当関わりがあると思いつつ本部長も知らなかった。蓮尾さんがなったということも知らなかった。これは町長、そういったDMO、民間法人とはいえ町との関わりが深いのだから、場合によっては議会があるようなときに

そういった職員を紹介してくれるような、そういう態度も欲しいと思います。それで、今の職員体制はどうするのかというのが1点。

それと、町長、敏音知地区が中心だからというから、敏音知地区は一生懸命やらなければならぬから、鍾乳洞やそういったものはできないとは言わないけれども、それとの関わり、当然そうなのです。拠点地区というのがあって、その拠点との関わりを全ての観光資源に結びつくというのが狙いですから、それは分かるの。だから、町長、もう一回確認したいのはDMOに私が言っている鍾乳洞は入っているのですか、DMOの管轄に。それから、スキー場は入れようとしているのですか。寿公園はどうなのですか。その辺だけはっきりしていただければと思うのです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今後整えていく組織の役員及び職員の体制については、個人的な評価等についてはあえて言及いたしません。DMOの中で経営人材としての専務理事は基本的に不可欠な立場であるという認識を持っておりまして、その配置はどこかでしなければならぬと。ご紹介をいただいているので、それは可能な限り早くそういう体制が整うように努力をしたいというふうに思います。

あと、マネジャーに関しての誤解があると思うのですけれども、8月に入ったのはあくまでも地域おこし協力隊員でありまして、ビューローの本部の仕事をしてもらうということで、マネジャーと言っているのは自然学校の担当責任者、道の駅の担当責任者、温泉の支配人というようなところでやっている内部会議なので、そこはちょっと。

それと、観光振興計画及び、それからDMOの役割の中で鍾乳洞、スキー場、寿公園等々のお話がありました。私の先ほどの説明が悪かったというふうに思いますけれども、本町の観光振興は敏音知地区だけでいいということでは決してなくて、これは全町を、地域資源、観光資源を最大限活用して進めていくと。そういう意味ではDMOの活動においてもそういったエリアを含めてどういうふうに振興、活用していくのかということを考えていくという役割を持っているというふうにご理解をいただければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問まで終わりましたので、あとちょっと漏れているなど思うところもあるのですけれども、1つはDMOの組織体の見直し、これをなるべく早くやって強力なものにしていただきたいというお願いと、もう一つは有為な職員を、これはお金がかかっても仕方がない、有為な職員を配置するというにしないと進まないと思います。だから、私は今の本部長をやっている方を非常に買っていますので、何とかこの人を中心にでも、そしてマネジャーというのが本部長の下で本部長の意図に従って動き回ってくれる役割なのだろうと私は思っているのです。それであればいいなと思っている。ひとつそういったことの私の勝手な思いもありましたけれども、この問題、町民が深く関心を持っていることですから、ほかの道路や学校やいろんなことの施設整備もさることながら、やっぱり温泉を中心にした中頓別町の観光に町民が納得できるような方向に進んで

いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（村山義明君） これにて東海林さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号3番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受付番号3番、高橋憲一が質問を行います。

1点だけ伺います。哺育育成センターの運営方針について伺います。これから設置される哺育育成センターについてどのような運営が行われるのか酪農家の中から不安や戸惑いの声が聞こえております。哺育育成センター設置に当たって酪農家の利用方法や希望の取りまとめがどのような方法で行われたのか、また規模や運営方法についての決定はどのように行われたのか、酪農家の方々がどのような形でこの計画に参加したのか伺います。この施設は、指定管理の方法で運営されると言われています。ということは実質的な町営の哺育育成センターということになります。設置だけでなく経営も町費が支出されるわけです。酪農家に対する公平性をどのように保証する考えなのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の哺育育成センターの運営方針についてのご質問にお答えしたいと思います。

本町の酪農業の課題として育成牛の哺育率が低く、後継牛の外部導入への依存度が高いことが従来より挙げられておりました。これは労働力や施設の老朽化、狭小化等が主な要因となっており、町としても乳牛価格等の外的要因が農家経営に悪影響を与えている状況を解消していくことが重要と認識しておりました。そこで、平成29年度に哺育育成牛預託施設の整備について検討するため、草地整備希望量の調査と併せて農業者へのアンケート調査を実施した結果、預託施設へ預託を希望する農家が3分の1程度あることが確認されました。このことから、道営草地畜産基盤整備事業での整備の方向性について具体的な検討を始め、振興局や農協と協議する中でアンケートによる預託希望頭数及び哺育育成施設へ飼料供給可能な農地面積等を勘案した結果、現在進めている年間144頭、総預託頭数276頭分の規模での事業計画を取りまとめる形となりました。預託施設の整備内容や運営方法につきましては、他市町村の施設を参考に中頓別町農協と協議しながら進めているところであります。運営体制につきましては、現時点では施設をより有効に活用していくには指定管理による運営が望ましいのではと考えているところでありますが、委託等その他の運営方法についても検討しているところであります。施設の整備は、本年度から令和5年度までの間で徐々に整備していく予定であり、具体的に預託の受入れを開始する時期はまだ明確になっておりませんが、利用希望者の意向を踏まえながら進めていくよう適時説明会等を開催していきたいと考えております。施設運営に当たっては、本町の基幹産業である酪農業の維持発展に重要な施設であり、地域酪農の振興には欠かせない施設であるとの考え方から、公共牧場の運営と同様に町として物心両面での支援は必要と考えております。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 再質問ということにはならないかと思えますけれども、まだ明確に決定されたということではないようでありますから、これから酪農家の意見を十分取り入れて酪農振興に寄与するように整備、運営をしていただきたいということで希望いたします。

私の質問はこれで終わります。

○議長（村山義明君） これにて高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号4番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受付番号4番、議席番号4番、宮崎です。新型コロナウイルスの影響について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大は悪化の一途をたどり、世界的には今も感染者、死者が増え続けている状況であります。日本国内においても重症化の割合は減少傾向に向かっているようではありますが、緊急事態宣言の解除後に最大の感染状況を迎え、ここ北海道でも10人前後の感染者が再び確認されるようになってきました。これは感染対策と経済活動の両立と緊急事態宣言や措置の解除の緩み、都市部の感染者数に対する慣れや感覚の麻痺などが要因であると思われませんが、中頓別町のように感染者が確認されていない地域にとってはストレスの高い状態が続くこととなります。行政のほうでも感染対策が続けられていると思いますが、既に福祉施設では一部で再開されている面会が今月から町国保病院のほうでも制限付で可能になるとの一方で、行事等については開催できそうな町内限定のものでも敬老会などについては中止され、駅伝大会や文化塾などについては開催されるなど、実施等の可否についてはどのように判断されているのか。また、町内の経済対策としては国からの給付金、道と町からの支援金、商品券の発行なども行われておりますが、給付や消費の状況についてはいかがか。道内では特に観光業への打撃が大きく、道民割やGo To Travelなども行われておりますが、町内施設の観光的利用や経済への影響についてはどのように捉えておられるか。

しかしながら、新型コロナウイルスによってもたらされた影響は悪いことばかりではないかもしれません。感染対策等から今後に生かされ、続けられていくことも幾つもあると思いますが、若い酪農家を中心に長く要望されていながら停滞していた町内全域への光回線の整備拡大がテレワークや安定したリモート通信の環境を増やす観点から急速に動き出すことになりました。早期実現の可能性、今後の日程や見通し等についても改めて伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の新型コロナウイルスの影響についてのご質問にお答えしたいと思います。

町では7月9日付で新型コロナウイルス感染症におけるイベント、行事等に関する取扱い基準を定め、町主催の会議、イベントや行事等を開催する場合は適切な感染防止対策を講じた上で北海道スタイルを実践し、開催することとしています。さらに、感染防止に

万全な配慮をするため、3密の防止、飛沫感染、接触感染を防止、施設利用者へは検温、体調管理の確認や利用者名簿を作成するなどを行い、開催しているところであります。敬老会は、町内のみの参加者ではありますが、参加対象者が新型コロナウイルス感染症のハイリスクとなる方が多く、会場での3密を防ぐ目安、おおむね町民センターの場合は100人程度も大きく超えることから、高齢者の安全面を考慮し、中止としました。一方、駅伝大会は町内の大会で参加対象者も把握ができ、屋外で3密も防ぐことが可能ということで開催され、文化塾に関しても屋内での開催ではありますが、適切な感染防止策を講じることが可能と判断され、開催となったところであります。行事への参加人数、町内外の参加者、屋内外での開催など様々な条件はありますが、取扱い基準を基本とし、感染防止に万全を期すことが可能かどうかを総合的に判断した上で開催における可否を決定することとしています。

経済対策としての町からの支援金及び商品券発行事業等の状況については、9月4日現在で休業協力、感染リスク低減支援金の給付が56件で650万円、まごころ商品券の発行が約2,830万円、今追加販売になってもう少し広がっていると思えますけれども、すみません、古い数字になりますけれども、この時点では、9月4日時点です、では2,830万円で56.62%ということのようでした。牛乳、乳製品購入券の利用実績が約36万円、2割強というふうになっているほか、つなぎ融資制度の利用が3件となっています。

鍾乳洞やコテージなど町内観光施設の利用状況は発生以来大きく落ち込んでいますが、6月以降は徐々に回復し始め、8月には例年に近い利用人数に戻りつつあります。道民割については、町内で登録となっている宿泊施設として現時点でピンネシリ温泉で5名、コテージの宿泊で39名、スマートモデューロの宿泊で14名の利用があります。観光入り込み数の回復に向けては新たな取組が必要と考えており、新規の観光客を迎えられるよう今年度は体験メニューの見直し及びモニターの実施を行い、今後に向けて準備を進めていくこととしています。また、キャンプ場につきましては例年並み以上の利用があり、今後においても増加が期待できると見込まれているため、設備の見直しを含めて検討していきたいというふうに考えています。

全町的な光回線の整備に向けては、現在事業の実施主体となる通信事業者、NTTを通じて国への申請書類を提出している段階にあり、交付決定までには今後一、二か月ほどかかる見通しとなっています。交付決定され次第工事に着手していくこととなりますが、冬期間におけることもあり、実質的な工事は次年度に繰り越されることを想定しています。サービスの提供開始時期は令和4年度に入る予定ではありますが、事業者と協議の上、少しでも前倒しできるよう協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） しつこいとは思いますが、新型コロナウイルス感染症に関しましては日本で感染が拡大してきた3月から6月、そして今回と、一般質問でお伺い

するのは続けて3回目になります。最新の状況では国内の感染者数そのものが減少傾向に向かっているような印象もありますので、特段確認をさせていただく必要もないくらい、次回までには落ち着いてくれていたらいいなと感じるところではありますが、道内では10人前後、全国でも日によっては緊急事態宣言時を越える新規感染者が確認されていることから、再度質問させていただきました。

まずそこで、前段のコロナ禍における行政主体行事の在り方については、これは再三お伺いをしてきた内容でして、これに対しては今回7月9日以降については新北海道スタイルの実践なども含めて一定の基準を設けて開催できるものについてはそういうふうに判断をして開催しているということになるかと思えます。ただ、これ別に7月9日以前についても開催したものとか開催していないものというのがあるわけで、ちょっとこの辺が、これは何回も聞いているのですけれども、ずっと引っかかっているのです。これは人類と未知のウイルスとの壮絶な闘いとして恐らく歴史に刻まれるようなときを私たちは今過ごしているわけですから、そういう中で開催されているものの中でも同じように感染対策しながらほぼフルスペックでの開催であったりそうではなかったりと手探りの感じというのは否めないと思えますので、今回も例えばということで最近の行事を例に聞いてみたわけなのですけれども、例えば敬老会だったら参加者も年々多い行事の一つだと思えますので、これについては75歳以上の方々のリスクというものも考えて、今年については開催しないという判断をされたのだと思えますが、だとすると敬老会については来年以降も開催できない可能性が出てくるのではないかなと思えます。万が一だとは思いますが、例えばもし来年になっても今とあまり状況が変わっていないとしたらそうなるのではないですか。そういうことも言えると思えますが、ひとまず今回については形を変えてというものになるかと思えますが、敬老会の代わりに高齢者の方々へ消毒液だったりお菓子なんかをお届けするということがなったのかなというふうに思います。これについては以前にも同じようなことが行われていたのではないかなというふうに記憶しているのですけれども、ここ最近では例えば敬老会に出席できない、参加できない、出られていない方に対しては、配付されているものはここ最近はないように思うのです。以前は紅白まんじゅうとかでしたか、あとお弁当とかもあったかもしれませんが、今は名簿も配付されていないのではないかなというふうに思います。でも、今年はそれこそコロナの影響で皆さんに何かしら配付される、以前のようにです。こういうことは状況が今後さらに好転しても続けていったことは多いのではないかなと思えますが、このような点についてはいかがお考えか。

また、例えばということで先日開催された駅伝大会については、例えば敬老会のように高齢者が多くはないし、屋外だしというようなことで比較的ローリスクと判断されたのかなというふうに思います。ただ、例えば演劇であるとか、歌であるとか、スポーツなどの呼吸とか、その飛沫というのはハイリスクとする見方もあると思えますが、これについてはほぼフルスペックでの開催だったかなというふうな印象です。ただ、前日ぐらいまで当

日雨の予報があったと思うのです。また、この時期とは思えないぐらい暑い日も続いていたので、担当者の判断であるとか、恐らく会議の中でそういう話が出たこととかもあってテントを用意されていたというふうに聞きました。しかし、当日テントは使われなかった。役場までは運んでおられたようなのですけれども、密になる可能性などを感じて違う意見なんかが出てきたのか。特に閉会式はちょっと密な状態だったのではないかなというふうに思いました。役場の中でというふうになるくらい、間違いなく暑さの影響だと思うのですけれども、数人が熱中症のような症状になっていたと思います。給水ポイントとかもないので、テントだけの問題ではないかもしれませんが、駅伝大会だけに言えることでもないと思うのですけれども、こういった行事においてもコロナウイルスに翻弄された結果、ほかに危険な影響が出てくるということもやっぱり考えなければいけないということも学ばされているのではないかなと思うのですけれども、この点についても伺いたいと思います。

そして、これら含めて根本的なことについてなのですけれども、万全の対策を講ずることができるか否かというところで判断されているのだと思うのです。では、例えば中頓別町でも感染者が一人でも確認されている状況だったら行事をやりますか。私は恐らくほとんどやらないのではないかなというふうに思います。これは感染者が公に確認されているわけではないから、開催できるというような判断も生まれてくるのではないかなというふうに私はずっと感じているのです。もちろんそういう中でも実施すべきことはあると思います。ただ、最低でも今年に関しては正直様子を見たほうがいいのではないかなと思えるもののほうが圧倒的に多いと思います。そういうものでも開催されているということに疑問を感じておまして、例えば感染力のあるウイルスを持っている人がその場に一人でもいたらと思うと、これはぞっとしますよね。感染を完全に防ぐことはできないのではないかなというふうに思います。極端なことを言えば行事とかイベントとかをやらないこと、だけれどもそれに勝る万全の対策というのはないと思います。どうも無理して開催をしているようなものもあるような気がするのですが、この辺はどうなのでしょう。無理しているとはおっしゃらないと思いますけれども、これについても伺いたいと思います。

感染対策ということについても、行政のほうでは今現在はどうされているか分からないのですけれども、町外であるとか、道外から来られる方等とか、5人以上での会食なんかを再度制限されているというようなことも聞いたのですけれども、例えば消毒液を設置したり、マスクを着用したり、つい立てを立てて入室を制限したり、飛沫防止の対策を取ったりということについては今も続けられていると思います。これについても、では今後例えばワクチンが供給されるようになって、コロナウイルスが例えば季節性のインフルエンザのような存在になったり、MER SとかSARSのように消滅したのではないかなというようなことになったとしたら、こういうことはどうされるのでしょうか。先ほどのイベントや行事を今後考える上でも何でもかんでも完全に元に戻すのが正しいというふうには言えないと思いますので、また対策になることは全部そうだと思うのですけれども、例えば

消毒液の設置一つ取ってみてもほかのウイルス等に対しても効果があると思われるアルコールであるとか、ポピドンヨードとかですか、こういったものを公共施設それぞれで十分な量を常備、常設するという事は、私はやめるべきではないのではないかなというふうに思います、どんなに状況が変わっても。何か今も施設によっては消毒液が不足がちになっているところがあるというような声を聞いたりもしますので、その確認であるとか配置の徹底も含めて今後についてはどのようにお考えか、感染対策についても伺いたいと思います。

続きまして、経済対策についてですけれども、これについては国からの給付金や道の支援金のほかに町としても対策を講じてきているわけですが、それで町の経済はどうなっているのか、町の経済状況をどう捉えているのかということをお伺いしております。恐らくコロナウイルスの影響があっても売上げは減少していないとか、最低でも例えば感染予防するための余計な経費はかかっていないというところは私はないのではないかなと思います。いわゆるコロナ倒産というものも全国で500件を超えたとされていて、今年だけで1,000件になるとも言われています。現状町内でコロナウイルスの影響による倒産や閉店、廃業という例はないと思うのですが、今後コロナウイルスの影響による倒産などを防いでいけるのか。これは答弁書のほうでは参考ということで、今月4日時点までの実績をより分かりやすく出していただいております。コロナウイルスの影響による各事業所の減収であるとか、そうやって増えた経費に対する補填的な意味合いとしてでも休業等の感染拡大防止対策に対しては総額650万円の支援が行われていて、牛乳、乳製品の消費を促す購入券であるとか、プレミアム商品券については例年2割のところを今回は5割のプレミアム率で、セット数も、このときに設定したこのときの数だったと思うのですが、人口1,666人掛ける4セットで6,664セット、これを1セット最大で7,500円で計算すると総額約5,000万円と、本当にいつもの倍以上の規模で発行されています。商品券については私もまだ、例えば購入されていない方などへお勧めしたりするのに商工会に確認させていただいたりする中で、先ほど町長からもお話がありましたけれども、今はさらに残り少なくなっていると思いますが、最後に聞いたときが残り約900セットということだったので、参考からいくと、さらに2,000セットが追加で販売されていることになると思います。行政のほうでも情報をつかんでいらっしゃるのかなとは思ったのですが、例えばそれで消費が回復したかどうか正確につかむということは正直難しいと思いますので、こういった対策を講じたことによる現時点での印象ということでも構いません。職員の皆さんはもちろん町民の皆さんの消費の意識、各事業所の営業努力について行政としてはどう感じておられるか、この点についても経済対策の分野、再度お伺いしたいと思います。

また、その中でも特に観光の分野とされている施設等については、先ほど細谷議員も観光看板のお話をされましたし、東海林議員が特にビューローについてご質問されましたけれども、具体的にというか、これについても事例的なところで主に敏音知

地区の施設の利用状況をお答えいただいていると思います。例えば、これは前の話だと思えますけれども、道内でも道外でも感染者が確認されている地域からの来客に対する不安なんかもビューローのほうでもあったと思いますので、コテージの利用などを一時制限していた影響なんかも、これは減収には影響しているのではないかなというふうには思いません。それがご答弁からいくと6月以降は回復傾向にあって、特にその中でも8月のキャンプ場については例年並み以上の利用があったということは、私も自分の目で見てそれは感じました。ちょうど近くでヒグマが目撃されたというときが一番利用されている方が多かったのではないかなというふうに思って、私もそのとき目撃したのですけれども、たくさんいらっしゃるのを、利用されている方がたくさんいらっしゃったと思います。

ヒグマの話をするわけではないのですけれども、熊の目撃とか捕獲、被害というのも年々増えているようで、昨年も捕獲数が全国で6, 285頭で最多を更新したというニュースがつい最近あったと思うのです。そういう心配もあったのですけれども、キャンプ場にしても、コテージにしても、道の駅の駐車場、スマートモデューロとかも入られていたのではないかと思います。道の駅側があんなに混んでいるというのを初めて見たような気がします。残念ながらそれに対して道路向かいのピンネシリ温泉は閑散としているような印象でした。特にキャンプ場の利用者が増えた要因としては高まっているアウトドアの人気であったり、このコロナ禍でキャンプブームというのがまた起きているというのがあると思うので、この辺は設備の更新などを考えたくなる、ご答弁からすると、なるようなお気持ちも分からなくはないのですが、キャンプなどのアウトドアでもクラスターが発生しているということもやっぱり考える必要があると思いますし、コロナウイルスの影響によって伸びているところ、落ち込んでいるところなんかも冷静に見る必要があると思います。ただ、コロナウイルスのせいにできないこともたくさんあると思いますので、特に今ビューローが指定管理を受けている施設の中では特に温泉の問題があるのではないかなというふうに思います。残念ながら町内でも変わらず評判はよくはなっていないというふうに思います。雇用とかについては維持していけるようなことを考える必要はあると思うのですけれども、今の施設にお金をかけ続けて維持していく必要が本当にあるのか。これについては前年度、建物の調査であるとか、今後の構想に関する意見交換なんかが一部で行われておりましたが、今年度についてはコロナウイルスの影響もあってか、あまり議論されていないように思います。今なかなか大勢で議論しづらい状況ではありますけれども、今後どういった形で将来性を判断していこうとお考えなのか、この部分について観光については再度伺いたいと思います。

そして、最後の部分になります。光回線の整備については今後のことを改めてお答えいただきまして、これまで特に若い酪農家の方々から私自身も相談を受けて一般質問等で何度も伺ってきたのですけれども、ある意味これもコロナウイルスの影響で実現が早まったのかなという印象です。当然交付決定されたらということでもありますけれども、これから冬を迎えるということから、工事は来年で利用できるようになるのは再来年、令和4年度

になるだろうということで、以前にも実施されたと思うのですが、利用件数の見込み調査みたいなものというのが、前にもあったかと思うのですが、こういうことは今後もう必要ないのか、今されている申請の中に前にやった結果なんかが含まれているのか、この点だけ確認させていただけたらと思います。

再度よろしくお願ひいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 多岐にわたるので、漏れましたらご指摘ください。

まず、行事の在り方等についてでありますけれども、これは国において、あるいは道においても一定の考え方を示しているところでありまして、それを基本としつつも、本町は高齢者が多いということを見みると、それ以上の厳しい、厳しいというか、厳格な対応をしていく必要があるだろうという基本認識を持って、先ほど答弁させていただきました取扱いの基準だとか、実際にそれに基づいてやる、やらないの判断については行うということについて、ここは職員ともみんな共有して判断しているところではないかというふうに思っています。その中で、個別の事業についてどうしても講座なんかをやったりする場合は何人参加するかというのは当日でないと分からないところもあつたりして、想定より多かつたりすると想定外に密な状況だったのかなとかというようなイベントもあつて、イベントというか、そういうものはあつたのかなというふうに思うところでありまして、そういうことも経験値として積み上げながら、これから一つ一つ丁寧に開催の可否については判断をしていきたいというふうに思っています。いっそのことほとんどやらないという選択もあるかもしれませんが、できるものは万全な対策を取ってやるということが現時点では望ましいのではないかとこのように思っています。ただ、8月末ぐらいに国においても道においても警戒レベルごとの対応方針みたいなものを示されていまして、これについて町としてもそれに5段階の警戒レベルに即して今後対応していくということを決めました。これは行政報告のほうの資料に多分ついていたと思っておりますけれども、今は8月、9月集中期間というものもありますけれども、今後においてはそれをベースにしながら状況の変化を十分踏まえた上で適切な対応が取れるように判断していきたいというふうに思っています。

それと、敬老会のお話をいただきまして、今年は本当にせつかくの楽しみしている会ができないということで何とか、どうしても巣籠もりというか、家に籠もりがちになっている高齢者の人に、こちらも届けるときには本当にしっかり万全な対策をしなければならぬというふうに思っておりますけれども、声をかけていければということで、記念品というか、お祝い品を配付するというような形を取って、この状況で苦勞されている方を少しでも励ますことができたらいいなというふうに考えています。来年度以降の取扱いです。確かに敬老会には出席しないと何も当たらないとか、で終わってしまうので、これを機会に見直すべきだというご意見はしっかり受け止めて、来年以降の在り方について検討したいというふうに思っています。

あと、駅伝の関係については、教育委員会のほうで補足があれば、できればお願いしたいと思います。

感染対策、町内や町外からの来客の対応については、これは役場として職員の行動に関しての規制ということで、この8月、9月の集中対策期間の中で、町内であればやっぱり町内の商店を使うということもあるので、町民だけでやる場合についてはやるけれども、町外の人一人でも入った集まりであれば、5人を越えれば密なので、だから4人以下であれば離れてやっていいけれども、5人になるのであればそういうのはやめましょうというようなことを職員として徹底してもらってやっているということでもあります。この地域の感染が少ないと、出ていないということではあっても1人出ることの影響というのは非常に大きいという認識を持っていますので、そこはより厳しく対応できるようにという考え方で進めているところです。

あと、消毒液の設置を今回に限らずというところについては、どういう形がいいのかというのはあると思いますけれども、今も少なくともインフルエンザも含めて感染症の発生しやすいと言われてきた時期等についてはそうしていくべきなのかなというふうにも考えています。通年が必要かどうかまでは今は何とも言えませんけれども、前回のSARS、MERSでそういう感染対策が言われていて今日まできちんとした対応をしてこなかったことが、これは国としても道としても町としても共通なのですから、そこがやっぱり対応を混乱させているというか、必要なものがないとか、そういう状況を生んでいるので、次に起こったとしてもしっかり対応できるような考え方やこれを機会に生まれた新しい生活様式に関する習慣とか、そういうものを尊重していくような施策にしていく必要があるだろうというふうには考えています。

経済対策の関係ですけれども、正直商店の売上げ等に関してのデータというのは、すみません、持っていないです。ただ、今回非常によかったなと思っているのは、うちの職員も非常に積極的にやってくれましたけれども、少しでも消費喚起しようということでお弁当を取りまとめて買ったりとか、それはそういうイベント的なことだけではなくて、町内の商店で少しでも物を買おうとか、そういうような意識は確実に市内の中に、町民含めて生まれたのではないかというふうに思っていて、今後こういう関係を残していければいいのではないかというふうに思っています。大変厳しい状況ではありますが、今後に向けては一つのチャンスとして捉えて、町内消費、町内での飲食とか、そういうものが根づいて広がっていくことを期待したいなというふうに私は思っています。

あと、観光についてでありますけれども、ご指摘のとおり温泉につきましては、今年に関しては積極的に観光の宿泊のPRはしないということではやっていますけれども、それ以前の問題として宿泊数とか利用数が大きく減ってきている現状があって、これはコロナオンリーの原因ではないという認識を持っています。今年もボイラーが壊れたと、ちょっとです、というようなことがあって、そう時間を置かずにこれは修理できたのですけれども、現状としては耐用年数を過ぎたボイラーを使い続けていて、いつ使えなくなるか分か

らないというところをずっとやっています。今後それを維持しようとするときに多額なお金がかかっていくということは避けられないというふうに思っているので、ここは今後どうするのかというところについてしっかり検討しなければいけないと思いますし、少なくとも何かあったときに迷惑をかけないように宿泊等について本当にこのまま続けていくのか、楽しみにしている人もいますので、温泉とかは使える限りは使っていくということでもいいのかもしれないですけれども、宿泊や食事等についての継続については十分検討する必要があるのではないかとこのように考えています。その後の町としての代替策について去年来検討して、この春から以降はそれが止まっているのはご指摘のとおりなので、その辺りも今後しっかり動かして検討を進めていかなければならないかなというふうに思います。それ以外の施設については、この状況下の中では比較的健闘してくれているのではないかとこのように思っています。道の駅の入り込み数は明らかに減っていますけれども、商品の陳列とかそういうところでいろいろ変えていく中で1人当たりの購入額なんかも増えています。総額としてはどうしても落ちざるを得ないのですけれども、それなりに頑張っていますし、そういうところを今後に活かしていくように努力したいというふうに思います。

あと、光回線の利用見込みの数字的なところについては政策経営室のほうから説明させてもらいますけれども、今期の光回線の事業化については、このスケジュールでずっと準備をして北海道総合通信局とも何度も話をできてきました。結果そこに今回のコロナで全国的に予算が大きくなっていると。どちらかというところ、その影響で町内の供給開始は若干遅れるぐらいかなと思います。ただ、財源的には非常に手厚く、これ以前にやっていたらもっと町の持ち出しが大きくなったかなと思いますけれども、そういう面では大きく助けられたというふうに思っています。いずれにしても、今全道でもかなりの数が一斉にこの事業に動き出すので、少しでも早く供給できるように取り進めたいというふうに思います。

あとは補足をしてもらいたいと思います。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 光回線に関しましての利用件数の見込み調査についてでありますけれども、今回民設民営方式でやるということでNTTが事業主体となって進めるに当たって必要な、ある程度の利用が見込まれる件数を集めなければならないというところがありまして、それで事前に見込み調査という形でやったのですけれども、今中頓別市街地と旭台、上駒の地域についてはもう既に光回線がありますけれども、それ以外の地域での今回の整備という形になりますが、それ以外の地域におきまして大体120世帯がありまして、その中で55回線の事前の利用見込みがあるというような調査をいただいています。これに関しましては、事業を実施していくに当たっての事前の調査という形になりますから、この後の事業の実施の中において実際契約をするというところなどはまた別にとっていく必要があるというふうに考えています。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 光回線のほうの今120世帯中55世帯が利用してくれるのではないかなというお話がありましたけれども、そういったことが特段制限とかにつながるわけではないですよ。これだけしかないから、整備されないとかということではないですよ。それももしよかったら確認させていただきたいと思うのですけれども、1点、町長のほうからも先ほどお話がありました今日の行政報告に付随してというか、中頓別町のほうで9月4日なのですか、定めた警戒ステージについて、今日資料が置かれていたものですから、これ再度お伺いしようかなと思っていたのですけれども、町長おっしゃるように5段階ステージが分かれていますのですけれども、例えば今の状況、中頓別町だけの状況ではないと思います。周りの状況とかもあると思うのですけれども、例えば今で言ったらステージ何なのか。それで、最低が1だと思えますけれども、例えばコロナウイルスが本当に例えば今後確認されなくなって消滅したような状態になったとしたら警戒レベル1、それはもうこの警戒ステージそのものがなくなるような形になるのか、1を維持するのか、最低でも。その辺だけ再度伺えればと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、光回線の利用数なのですから、事業化に当たっては100回線が求められています。55回線の利用の見込みでありますけれども、これはあと公共施設とか、そういうところの回線を増やして最低必要数を満たせるようにしていくという考え方に立って進めていくと。これも先ほど言いましたけれども、もともとは200回線必要だったのです。それでも取り組むつもりで進めていたのですけれども、これが100回線でよくなったので、町としてピンネシリだとかそういうところで設置する回線数とかがかなり小さくて済むので、3分の1ぐらいで済むので、もし契約を民間の方でやっていただければ非常に今後の維持管理等においても優位かなというふうに思っています。

あと、今現在は警戒1段階ということになります。どの段階で1も解除になるのかどうかとかというのもまだ何も言えないところはありますけれども、先ほども言ったように町としては高齢者が多い状況の中で、国、道以上にここは警戒をしてしっかり取り組んでいかなければならないという認識を持って、今後の状況によって判断していきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） すみません。お昼になりましたし、質問は終わりましたので、今後も状況はどうなっていくか分からない部分もあると思いますので、警戒を続けていただけたらなというふうに思います。

今回の一般質問は以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これにて宮崎さんの一般質問は終了しました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時01分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第48号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第48号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第48号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） よろしくお願ひいたします。議案第48号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案8ページをお開き願ひます。議案第48号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案11ページをお開き願ひます。改正の要旨、勤務1時間当たりの給与額の算出に当たり、11月から翌年3月までの月において給料月額に寒冷地手当を加算する改正を行うものです。

本件につきましては、給料受給額に対して寒冷地手当を反映する必要があるとの判例に基づき、宗谷管内全町村で統一して改正を行うものであり、時間外手当に影響するものとなります。

続きまして、新旧対照表により改正の内容をご説明申し上げます。議案10ページを御覧ください。第13条の勤務1時間当たりの給与額の算出の規定に給料月額に寒冷地手当の額を加算する規定を設けるものです。

議案9ページです。お開き願ひます。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第49号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第49号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、同じく小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第49号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案12ページをお開き願います。議案第49号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案36ページをお開き願います。改正の要旨、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）がそれぞれ公布され、それに伴う中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法改正に伴い、規定の整備及び次の事項を改正することといたしました。1、住民税関係について、個人住民税の非課税措置について、全てのひとり親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、未婚の独り親に対する税制度上の措置として寡夫を婚

姻歴や性別に関わらないひとり親に改正し、所得控除も寡夫控除をひとり親控除として対象を広げる改正といたしました。

2、たばこ税について、国のたばこ税と同様に、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法に改正としました。令和2年10月から2回に分けて段階的に実施されます。

議案37ページ及び38ページにつきましては、中頓別町税条例の改正概要を記載してございます。令和2年10月1日施行分及び令和3年1月1日施行分を第1条による改正、令和3年10月1日施行分及び令和4年4月1日施行分を第2条による改正として整理してございますので、併せてご参照願います。

それでは、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案17ページをお開き願います。まず、第1条の改正をご説明申し上げます。第24条は、個人の町民税の非課税の範囲の規定であり、寡夫をひとり親に改正し、婚姻歴や性別に関わらないものとするものです。

第34条の2、所得控除も同様の改正を行い、併せて法律改正の項ずれを修正してございます。

第36条の2の町民税の申告では、法律改正の項ずれを修正。

議案18ページをお開き願います。第94条のたばこ税の課税標準では、第2項で葉巻たばこの紙巻きたばこの換算方法を規定。

議案19ページを御覧ください。第4項では、第2項ただし書きで規定された葉巻たばこを除くとして規定を整備いたしました。

附則第3条の2の延滞金の割合等の特例では、第1項及び議案20ページの第2項とも租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い、規定を改正してございます。

第4条の納期限の延長に係る延滞金の特例も同様に、第2条第2項の改正に伴い改正を行うものでございます。

議案21ページを御覧ください。第17条の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例では、租税特別措置法に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる課税の特例が第35条3として創設され、規定に追加を行ったものでございます。

議案22ページをお開き願います。第17条の2の優良住宅地等の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例も前条と同様に追加を行ってございます。

議案23ページを御覧ください。続きまして、第2条による改正をご説明申し上げます。第19条の納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金及び議案24ページの第20条の年当たりの割合の基礎となる日数では、法律改正に伴う項ずれや項の削除及び文言の修正を行ってございます。

第23条の町民税の納税義務者等につきましても、法律の改正に併せて条ずれを整備いたしました。

大変申し訳ございませんが、改正案の第23条第3項の改正の括弧書きの部分の第31条が重複してございます。口頭ではございますが、削除にて修正を願います。

第31条の均等割の税率におきましては、法人税法において連結納税を廃止し、通算法人ごとに申告等を行う改正が行われ、その改正に併せて適用条項を整備し、連結納税に関わる条文を削除してございます。

議案26ページをお開き願います。第48条の法人の町民税の申告納付も同様であります。第1項から議案28ページの第7項までは法律改正による項ずれの修正、議案29ページの第9項は、法人税法の個別帰属法人税額の廃止により、通算法人については課税標準を法人税額とする改正に伴い削除し、第10項以降の項ずれを修正。

議案30ページから31ページでは、新第9条から新第15条まで法律改正に伴う条ずれを修正してございます。

第16項は、第31条の改正と同様に、連結納税の廃止に伴う規定の整備であります。

第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付の手続でも連結納税の廃止に伴う規定の整備であり、第2項から議案32ページの第4項で対応条項の整備を行うとともに、第3項で連結納税に関わる条文を削除してございます。

議案33ページを御覧願います。第52条の法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましても、連結納税の廃止に関連する第4項から第6項を削除いたしました。

議案34ページをお開き願います。第94条のたばこ税の課税標準では、第2段階目の改正として葉巻たばこの重量換算を0.7グラム未満から1グラム未満に変更するものでございます。

議案35ページを御覧ください。附則第3条の2の延滞金の割合等の特例は、第52条の項の削除による整備でございます。

議案15ページをお開き願います。中段の附則では第1条で施行期日を定め、議案37ページの中頓別町税条例の改正概要に記載されています施行期日に沿って規定を行ってございます。

第2条では延滞金に関する経過措置を、また第3条では町民税に関する経過措置を規定、第4条では法人の町民税に関する経過措置を規定してございます。

また、第5条及び第6条では町たばこ税に関する経過措置を規定し、法律改正の施行期日に合わせた経過措置となるよう定めたものでございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第49号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（村山義明君） 日程第12、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、小林総務課長から説明をいたします。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてをご説明申し上げます。

議案39ページをお開き願います。議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

提案の理由をご説明申し上げます。議案42ページをお開き願います。提案理由、令和2年3月31日付で山越郡衛生処理組合が経費の節減及び業務の効率化を図るため解散し、令和2年9月30日付で奈井江、浦臼町学校給食組合が給食調理業務及び洗浄業務を委託するため解散することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

それでは、提案の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案41ページをお開き願います。まず、附則で総務大臣の許可の日からと規定し、別表の渡島管内から山越郡衛生処理組合を削除、空知管内から奈井江、浦臼町学校給食組合を削除するものでございます。

議案40ページを御覧ください。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第50号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（村山義明君） 日程第13、議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてをご説明申し上げます。

議案43ページをお開き願います。議案第51号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更する。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

提案の理由をご説明申し上げます。議案46ページをお開き願います。提案理由、加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合理約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものであります。

別表第1及び別表第2により削除するものは、山越郡衛生処理組合、令和2年3月31日解散、奈井江、浦臼町学校給食組合、令和2年9月30日解散、札幌広域圏組合、令和元年7月31日解散。

それでは、提案の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案45ページをお開き願います。まず、附則で総務大臣の許可の日からと規定し、別表1の石狩振興局の加盟団体を12から11に変更し、札幌広域圏組合を削除、渡島総合振興局の加盟団体を16か

ら15とし、山越郡衛生処理組合を削除、空知総合振興局の加盟団体を32から31とし、奈井江、浦臼町学校給食組合を削除するものでございます。

別表2では、第9号で前述の3団体を削除するものでございます。

議案44ページを御覧ください。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第51号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号 北海道市町村総合事務組規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号

○議長（村山義明君） 日程第14、議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案47ページをお開き願います。議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約を別紙のとおり変更する。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

提案の理由をご説明申し上げます。議案50ページをお開き願います。提案理由、加入団体の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものでご

ございます。

別表第1より削除、山越郡衛生処理組合、令和2年3月31日解散、奈井江、浦臼町学校給食組合、令和2年9月30日解散、札幌広域圏組合、令和元年7月31日解散。

それでは、提案の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案49ページをお開き願います。まず、附則で総務大臣の許可の日からと規定し、別表第1より山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合の3団体を削除するものでございます。

議案48ページを御覧ください。附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第52号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（村山義明君） 日程第15、議案第53号 工事請負変更契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第53号 工事請負変更契約の締結について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

51ページをお開きください。議案第53号 工事請負変更契約の締結について。

令和2年7月13日、議案第45号で議決を得た工事請負契約の締結について、下記のとおり請負契約を変更するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

契約変更の内容でございます。1、契約の目的、2、契約の方法、4、契約の相手方に変更はございません。

契約の目的、中頓別町下水道管理センター監視制御設備更新工事。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約金額、変更前1億6,560万5,000円、変更後1億7,034万6,000円。

契約の相手方、桜井・柴田電機経常建設共同企業体、代表者、稚内市大黒5丁目6番16号、株式会社桜井電業所代表取締役、高島健吾となっております。

本中頓別町下水道管理センター監視制御設備更新工事の変更内容について若干説明させていただきます。本工事については、中頓別町下水道ストックマネジメント計画に基づき実施しているもので、平成30年度から令和4年度の5年間で計画している改築事業のうち、今年度当町に運転操作設備である水処理及び汚泥処理に関するコントロールセンターと補助系電器盤、中継端子盤、監視制御設備である非常通報装置、汎用UPSの更新工事を発注しておりますが、入札減により事業費の執行残が出たため、国の交付金についても返還となります。下水道ストックマネジメント計画により、今後更新予定となっている機器のうち汚泥供給流量計及び薬品供給流量計それぞれ1台について、事業促進を図るため工事を追加することにより、国への交付金返還額を抑えられることから、契約金額の変更となります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 説明らしい説明をちゃんとしてもらわなければ駄目だな。ぺらぺらしゃべるだけでは説明になっていない。どこが悪くて追加工事をして、その金額がこの差になりましたと。もう少し分かりやすく説明しないと、ただ……あなたは一生懸命自分で文章を作って、これがいいだろうと思ってやっているのだろうけれども、難しい言葉で我々専門用語を使われたって分からないのだから、もう少し議会に対する、丁寧な説明というのは難しい言葉でぺらぺらしゃべることではないのだから、もう少し分かりやすい説明の仕方に努力してください。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 今後はもう少し分かりやすく説明いたしたいと思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第53号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 工事請負変更契約の締結は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号

○議長(村山義明君) 日程第16、議案第54号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第54号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 笹原総務課参事。

○総務課参事(笹原 等君) それでは、議案第54号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。令和2年度中頓別町一般会計補正予算。

令和2年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億790万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,631万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による、

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、債務負担行為についてご説明いたします。本件は、いずれも公共施設のLED化に伴う蛍光灯、電球のリース費用でありまして、介護福祉センター照明器具取替事業、期間は令和2年度から令和7年度までの6年間、限度額は195万8,000円、中頓別町体育館照明器具取替事業、期間は令和2年度から令和7年度までの6年間、限度額は70万5,000円、中頓別町認定こども園照明器具取替事業、

期間は令和2年度から令和7年度までの6年間、限度額は354万1,000円でございます。

続きまして、第3表、地方債補正、1点目は過疎対策事業債の限度額の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前5億400万円から変更後4億9,320万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業のみご説明申し上げます。あかね5条通り線整備事業の限度額を変更前4,750万円から変更後4,920万円とするもので、民地との敷地の確定が必要となったことから、用地確定測量業務に係る費用を追加、医療機械器具購入事業の限度額を変更前360万円から変更後260万円とするもので、過疎対策事業債の一次配分額が当初の見込みより少なかったことにより減額、金庫の沢線交付金事業の限度額を変更前1,360万円から変更後1,560万円とするもので、労務や資材単価が上昇したことによる不足額を追加、特定環境保全公共下水道整備事業の限度額を変更前4,140万円から変更後2,960万円とするもの、営農飲雑用水施設整備事業の限度額を変更前670万円から変更後500万円とするもので、いずれも過疎対策事業債の一次配分額が当初の見込みより少なかったことにより減額するものでございます。

2点目、起債の目的、臨時財政対策債の限度額を変更前5,928万9,000円から変更後5,517万7,000円とするもので、額の確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。14ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費では、既定額に71万6,000円を追加し、3,113万5,000円とするもので、内容は町有財産維持管理事業、10節需用費で38万5,000円、18節負担金補助及び交付金で21万3,000円を計上、いずれも敏音知コミュニティセンター屋根の塗装経費でありまして、面積案分によりまして消防車両格納庫相当分につきましては需用費から、そのほか自治会負担分につきましては負担金補助及び交付金として敏音知自治会への費用の2分の1を補助するため計上するものになります。役場庁舎維持管理事業、10節需用費に11万8,000円を追加、ゴミ袋等の庁舎用消耗品費として7万9,000円、トイレの修繕費用3万9,000円を計上するものでございます。詳細につきましては、別途配付しております建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に2,000円を追加し、2億6,847万円とするもので、土地利用等規制対策事業、10節需用費で交付金の額確定に伴い、同額を追加するものであります。

11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、既定額に4,137万5,000円を追加し、1億4,058万1,000円とするもので、地方創生臨時交付金事業として同額を計上するものでございます。別に配付してございます総務課政策経営室作成の説明資料の2ページから交付金事業の詳細について記載させていただいて

おりますので、併せて御覧いただければと思いますけれども、内容につきましては、敬老会開催事業といたしまして10節需用費に111万8,000円を計上、敬老会の開催に代えまして対象者に記念品を贈呈することとしたため、必要な費用を計上するものでございます。次に、観光滞在コンテンツ造成事業といたしまして12節委託料に205万円を計上、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ新たな観光需要の開拓と誘客を図るため、観光コンテンツの造成とモニターによる検証を行うために必要な費用を計上、おしゃべりするテレビ構築業務事業といたしまして12節委託料に650万円を計上、テレビを活用いたしました地域情報へのアクセスや町民同士のつながりを創出する仕組みの構築費用として計上、地域内農産物等の活用拡大事業といたしまして17節備品購入費に727万2,000円を計上、なかとん牛乳の製造量増加を図るため、牛乳用殺菌機など必要な備品を購入するための費用として計上するものであります。防災対策事業といたしまして17節備品購入費に1,811万6,000円を計上、新型コロナウイルス感染症を含めました災害対策に必要となる備蓄庫やスクリーニングカメラ、車両、電動トイレなどの購入費用として計上、公共施設感染拡大対策事業といたしまして113万4,000円を計上、役場庁舎内における窓口カウンターや執務室内の飛沫感染対策スクリーン設置に必要な費用を計上、新型コロナ発熱外来施設整備事業といたしまして18節負担金補助及び交付金に277万2,000円を計上、現在発熱外来として使用しております旧医師住宅で車椅子やストレッチャーでの診療を可能にするため、専用入り口の新設やスロープの整備など施設改修に係る費用を計上、簡易陰圧機装置整備事業といたしまして18節負担金補助及び交付金に241万3,000円を計上、老人ホーム長寿園における感染防止対策、感染拡大防止対策として簡易陰圧機を設置するための費用として計上するものでございます。

予算書の16ページをお開き願います。3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に798万1,000円を追加し、2,368万円とするもので、戸籍事務事業、12節委託料に149万6,000円を計上、住民事務事業、12節委託料に648万5,000円を計上するもので、いずれもマイナンバー制度に関するもので、戸籍システム、住民基本台帳システムの改修費用として計上するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額から60万2,000円を減額し、2億100万4,000円とするもので、先ほどご説明させていただいたとおり、敬老会開催事業につきましては敬老会の開催に代え記念品を贈呈することとしたため、当初計上いたしました費用を皆減し、総務費の地方創生臨時交付金事業として実施することとしたため、減額するものでございます。詳細につきましては、別途配付しております保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。

4目障害者福祉費では、既定額に612万9,000円を追加し、1億3,019万1,000円とするもので、障害者医療費給付事業、22節償還金利子及び割引料に71万2,000円を計上、障害者総合支援給付事業、22節償還金利子及び割引料に541万7,

000円を計上、いずれも平成31年度分の国、道補助金の返還金として計上するものでございます。

8目介護福祉センター費では、既定額に162万3,000円を追加し、629万1,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、13節使用料及び賃借料で9万8,000円、14節工事請負費に152万5,000円をそれぞれ計上、介護福祉センター及び保健センター内の照明器具をLED蛍光管等に交換するための費用として計上するものでございます。

18ページをお開き願います。2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額に206万9,000円を追加し、3,432万4,000円とするもので、認定こども園事業、13節使用料及び賃借料で23万7,000円、14節工事請負費で183万2,000円をそれぞれ計上、認定こども園の照明器具をLED化するための費用として計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に96万円を追加し、2,130万7,000円とするもので、保健予防事業、18節負担金補助及び交付金で管理栄養士養成助成金の申請があったことを受けまして、同額を計上するものであります。

5目病院費では、既定額に768万4,000円を追加し、2億4,357万9,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、運営事業補助として868万4,000円を追加、また過疎債の配分額が少なかったことにより、過疎債分として100万円を減額するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に33万8,000円を追加し、1億4,053万1,000円とするもので、中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、14節工事請負費で同額を計上、農業体験交流施設、食彩工房「もうもう」の照明器具をLED化するための費用として計上、詳細につきましては、別途配付しております産業課作成の説明資料をご参照願います。

3目畜産業費では、既定額に213万7,000円を追加し、6,750万3,000円とするもので、循環農業支援センター管理事業、10節需用費に同額を計上、経年劣化により原料混合機のシャフトが断裂したため、これを修繕するための費用として計上するものであります。

4目有害鳥獣対策費では、既定額に24万円を追加し、1,666万5,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費に同額を追加、熊の捕獲頭数が当初見込みより増加していることを踏まえまして追加するものでございます。

7款1項商工費、1目商工総務費では、既定額に1,000万円を追加し、6,086万4,000円とするもので、商工業振興対策推進事業、18節負担金補助及び交付金で商工業振興支援事業補助金の申請がありましたことから、補助限度額となる1,000万円を追加するものであります。

20ページをお開き願います。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既

定額に2,682万6,000円を追加し、1億1,826万9,000円とするもので、除排雪事業、1節報酬で925万9,000円を減額、3節職員手当等で87万円を減額、10節需用費で1,031万8,000円を減額、13節使用料及び賃借料で132万7,000円を減額、12節委託料の気象情報調査委託料10万円と除排雪交通誘導警備委託料80万円を減額し、除排雪委託料4,900万円を新規に計上、除雪業務の民間委託化に伴い、当初予算で計上済みの除雪経費の不用分を減額し、業務委託に係る費用を計上、道路維持補修事業、12節委託料で道路維持作業における整地、草刈り作業等の増加により50万円を追加計上であります。土木費の詳細につきましては、建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。また、人件費の詳細につきましては、24ページ以降の給与費明細書をご参照いただければと思います。

3目道路新設改良費では、既定額に370万円を追加し、2億8,066万1,000円とするもので、金庫の沢線交付金事業、14節工事請負費で労務や資材単価が上昇したことによる不足額として200万円を追加、あかね5条通り線整備事業、12節委託料で用地確定測量業務に係る費用として170万円を追加、5項住宅費、1目住宅管理費では既定額に84万6,000円を追加し、2,631万9,000円とするもので、公営住宅維持管理事業、10節需用費であかね拡充団地の室内塗装修繕及び電気温水器交換に要する費用として同額を追加するものであります。

2目住宅建設費では、既定額に480万円を追加し、3,203万9,000円とするもので、住宅建設促進事業、18節負担金補助及び交付金で住宅建設に対する補助金に不足が見込まれることから、不足見込み額480万円を追加。

22ページをお開き願います。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、既定額に81万6,000円を追加し、2,129万8,000円とするもので、小学校施設維持管理事業、10節需用費で教職員の出退勤を管理するためのICカード及びリーダー購入費として2万2,000円を計上、職員玄関や体育館前などにある外灯の修繕費64万1,000円を計上、17節備品購入費で道が配置いたします学習指導員用の机、椅子、ロッカー購入費用として合わせまして15万3,000円を計上。教育費の詳細につきましては、別途配付しております教育委員会作成の説明資料をご参照願います。

3項中学校費、1目学校管理費では、既定額に159万円を追加し、1,631万3,000円とするもので、中学校施設維持管理事業、10節需用費で教職員の出退勤を管理するためのICカード及びリーダー購入費として2万2,000円を計上、17節備品購入費で生徒用の机、椅子の購入費156万8,000円を計上。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、既定額に94万5,000円を追加し、382万9,000円とするもので、社会体育施設運営事業、13節使用料及び賃借料で4万8,000円、14節工事請負費で89万7,000円をそれぞれ計上、町民体育館の照明器具をLED蛍光管等に交換するための費用として計上するものであります。

12款諸支出金、1項1目特別会計繰出金では、既定額から1,227万円を減額し、

2億353万6,000円とするもので、特別会計繰出金事業、27節繰出金で同額を減額、水道事業特別会計繰出金で過疎対策事業債の配分額の減に伴う減と修繕費として100万円を追加いたしまして、合わせまして70万円の減額、下水道事業特別会計繰出金におきましても過疎対策事業債の減と下水道管理センターで使用する備品購入費23万円を追加し、合わせまして1,157万円を減額するものであります。

8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に1億790万5,000円を追加し、41億4,631万円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。10ページをお開き願います。10款1項地方交付税、1目普通交付税では、既定額に5,554万6,000円を追加し、18億3,652万9,000円とするもので、各事業の一般財源に充当するものであります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に2,608万7,000円を追加し、2億2,994万5,000円とするもので、5節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1,810万7,000円を計上、歳出の地方創生臨時交付金事業に充当する補助金として計上するものであります。6節社会保障・税番号制度システム事業費補助金に798万円を計上、歳出の戸籍事務事業及び住民事務事業のシステム改修費用に対する補助金として計上、4目土木費国庫補助金では、既定額から500万円を減額し、1億2,450万1,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で同額を減額、除雪事業の民間委託化に伴い減額となるものであります。

14款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、既定額に2,000円を追加し、4万7,000円とするもので、1節土地利用対策事業道負担金に同額を追加、道からの負担金額確定に伴う追加でございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に1,000万円を追加し、6,764万7,000円とするもので、歳出の商工業振興対策推進事業に充当するため繰り入れるものでございます。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に1,032万2,000円を追加し、7,239万4,000円とするもので、歳出、町有財産維持管理事業の敏音知コミュニティセンター屋根塗装費に38万5,000円を充当、介護福祉センター及び保健センター、認定こども園、農業体験交流施設、町民体育館のLED化に係る工事費として合計459万2,000円を充当、循環農業支援センター管理事業の混合機修繕費として213万7,000円を充当、公営住宅維持管理事業、あかね拡充団地の修繕費に84万6,000円を充当、小学校施設維持管理事業の外灯修繕費及び備品購入費合わせまして79万4,000円を充当、中学校施設維持管理事業の生徒用の机、椅子の購入費156万8,000円をそれぞれ充当するため繰り入れるものでございます。

12ページをお開き願います。18款1項1目繰越金では、既定額に2,586万円を追加し、6,253万2,000円とするもので、1節前年度繰越金に同額を追加、歳出

の一般財源とするものであります。

20款1項町債、1目過疎対策事業債では、既定額から1,080万円を減額し、4億9,320万円とするもので、1節過疎対策事業債で同額を減額。

3目臨時財政対策債では、既定額から411万2,000円を減額し、5,517万7,000円とするもので、1節臨時財政対策債で同額を減額、いずれも内容につきましては第3表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に1億790万5,000円を追加し、41億4,631万円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第54号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号 令和2年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第55号

○議長（村山義明君） 日程第17、議案第55号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第55号 令和2年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきまして、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） よろしくお願ひします。議案第55号 令和2年度中頓

別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和 2 年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

令和 2 年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 7 8 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 9 月 1 5 日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。1 0 ページをお開きください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、既定額に 1 5 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、4, 0 7 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。内容は、1 0 節需用費で町建設課より除雪用ドーザーを自動車学校に所管変更し、除雪用ブレードを取り付けるために一般修繕費として 8 5 万 3, 0 0 0 円を計上し、1 4 節工事請負費では自動車学校校舎の照明器具を LED 化に変更するための工事請負費として 7 1 万 9, 0 0 0 円を計上するものです。

6 ページをお開きください。歳出合計、既定額より 1 5 7 万 2, 0 0 0 円を増額し、4, 0 7 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。

続いて、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開きください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目自動車学校使用料で既定額に 1 5 7 万 2, 0 0 0 円を増額し、2, 6 5 8 万 3, 0 0 0 円とするもので、普通車教習生授業料増額によるものです。

4 ページ、5 ページをお開きください。歳入合計、既定額に 1 5 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、4, 0 7 8 万 9, 0 0 0 円とし、歳入歳出のバランスを取っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 5 5 号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 5 号 令和 2 年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 6 号

○議長（村山義明君） 日程第18、議案第56号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第56号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第56号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,106万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に6万1,000円を追加し、771万1,000円とするもので、国民健康保険制度関係事業に係る市町村事務処理システムの社会保障・税番号制度システム改修委託費を追加するものでありまして、令和3年3月から医療機関でのマイナンバーカードの活用に伴いまして、現在世帯ごとに発行されております被保険者番号について個人単位ごとの発行となることから、被保険者証に個人を識別する2桁の枝番を追加する改修を北海道国民健康保険団体連合会へ一括委託することとなり、今回追加するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億4,100万7,000円に対し6万1,000円を追加し、2億4,106万8,000円といたしました。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。2款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、新規に6万1,000円を追加するもので、システム委託改修費に係る経費について、国からの補助金として10分の10、全額補助の対象となるものであるため、計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億4,100万7,000円に対し6万1,000円を追加し、2億4,106万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところでありまして。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第56号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号 令和2年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（村山義明君） 日程第19、議案第57号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第57号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾病院事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾 享君） よろしくお願ひいたします。議案第57号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。まず初めに、正誤表を提出させていただいておりますことをおわび申し上げます。金額には修正はございませんが、確認のほどよろしくお願ひいたします。

総則、第1条、令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に1,145万6,000円を追加し、5億9,190万6,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に1,145万6,000円を追加し、5億9,190万6,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入につきましては、既決予定額に276万円を追加し、3,209万1,000円とするものです。資本的支出では、既決予定額に276万円を追加し、3,808万3,000円とするものであります。なお、資本的収入が資本的支出額に対

し不足する額599万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的には変更がなく、病院事業の医療器械購入事業の限度額を変更前360万円から変更後460万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に768万4,000円を追加して、2億4,878万4,000円とするものです。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。また、併せて提出しております病院事業会計補足説明資料をお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費では、既決予定額に1,145万6,000円を追加し、8,967万7,000円とするもので、修繕費としまして施設修繕費に277万2,000円を追加、これは新型コロナウイルス感染症の院内持込みを防止するため、旧医師住宅を発熱外来として利用しておりますが、車椅子やストレッチャーでの診療が不可能な状況であるため、患者専用入り口スロープを新設する施設改修工事を行うものであります。次に、委託料としまして常勤医師紹介に係る成功報酬型の委託料868万4,000円を追加計上で、12月2日採用の長島院長に係る紹介委託料であります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款病院事業収益、3項医業外収益、3目他会計負担金は、既決予定額に1,145万6,000円を追加し、1億8,793万8,000円とするもので、他会計負担金に同額を計上、運営費補助金として委託料、医師確保に係る分868万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分としまして修繕費、新型コロナ発熱外来施設改修に充当する負担金277万2,000円、合計1,145万6,000円の追加計上であります。

続きまして、資本的収支の支出をご説明いたします。13ページをお開きください。1款資本的支出、2項建設改良費、1目固定資産購入費は、既決予定額に276万円を追加し、3,075万3,000円とするもので、機械備品購入費に同額を計上、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合に疑似患者や陽性患者が感染症指定病院での受入れが不可となった場合に備えて緊急簡易入院設備に係る予算化を行いました。そのときの購入予定物品は個人ごとの陰圧ブースであるため、患者の療養環境が劣悪となることが心配されること、さらにリハビリ室を想定していたことにより広い部屋での陰圧となるため、能力的に無理が生じることが分かりました。感染対策の専門業者に詳しく見てもらった結果、2階の病室を使用することがよいと結論となり、導入する装置を変更することとしました。感染症簡易病床4床分の陰圧装置導入に係る費用で、不足する分276万円の追加計上であります。

次に、資本的収支の収入をご説明いたします。11ページをお開き願います。1款資本

的収入、1項負担金交付金、1目負担金交付金では、既決予定額より100万円を減額し、1,136万4,000円とするもので、一般会計負担金に同額を計上、医療機械購入に係る過疎債の充当率が下がり、満額充当されなかったことによる減額であります。

2項企業債、1目病院事業債は、既決予定額に100万円を追加し、460万円とするもので、病院事業債に同額を計上、医療機械購入事業病院事業債について、過疎債の充当率が下がったことを受けて病院事業債にて減額分の充当が可能となったことに伴う追加計上であります。

3項補助金、1目国庫補助金は、既決予定額に276万円を追加し、1,612万7,000円とするもので、国庫補助金に同額を計上、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金としまして、新型コロナウイルス感染症対策として購入する簡易入院施設備品に充当する補助金の追加計上であります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、それからキャッシュフロー計算書につきましては5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第57号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 令和2年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号

○議長（村山義明君） 日程第20、議案第58号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第58号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算について、土屋建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 議案第58号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和2年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ240万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,071万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページから5ページをお開きください。第2表、地方債補正、起債の目的、水道事業債の限度額の変更と事業の追加でございます。起債の目的、水道事業債、限度額、変更前680万円、変更後990万円とするもので、水道事業債のうち農業水路等長寿命化・防災減災事業については、限度額を変更前680万円から変更後850万円とするもので、過疎対策事業債の配当額の減により不足する額について増額とするものです。公営企業会計法適用事業については、新規の追加となり、総務省より地方公営企業法の適用について令和5年度までの移行を示されており、中頓別町において水道事業特別会計の公営企業会計適用に向けた基本方針の策定に係る事業実施のため、変更後、限度額140万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページから13ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額に240万円を追加し、8,989万3,000円とするもので、10節需用費では修繕費について100万円を追加、配水管の漏水修理や水道施設の設備故障の修繕により修繕費が不足するため、今後の修繕に備え追加計上するものでございます。12節委託料では、簡易水道事業法適用基本方針策定委託料140万円を追加、公営企業会計適用に向けた基本方針の策定について委託するもので、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行するに

当たり、固定資産台帳や管理システムの導入に向けた方針について検討するためのものとなります。

8ページから9ページをお開きください。歳出合計、既定額1億2,831万3,000円に240万円を追加し、1億3,071万3,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページから11ページをお開きください。3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、既定額から70万円を減額し、4,432万3,000円とするもので、一般会計繰入金について減額するものでございます。

6款町債、1項町債、1目水道事業債につきましては、既定額に310万円を追加し、990万円とするもので、先ほど地方債の補正でご説明いたしました農業水路等長寿命化・防災減災事業について、過疎対策事業債の配当額の減により不足する額170万円を追加、公営企業会計法適用事業については、簡易水道事業法適用基本方針策定委託の財源とするため、140万円を新規で計上するものでございます。

6ページから7ページをお開きください。歳入合計、既定額1億2,831万3,000円に240万円を追加し、1億3,071万3,000円とするものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 内容的には問題ないと思っています。ただ、委託料で出ている140万円について、簡易水道事業法の適用基本方針って、これどんなものなの。見れば分かるのだろうと思うのだけれども、どんなものに140万円かかるのか、ちょっと教えてください。何かの計画なのかな。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） ご質問にお答えします。

基本方針策定については、令和5年までに財務規程とかの規程を適用する場合に中頓別町として固定資産台帳とシステム等の整備をしなければいけないのですが、それに向けての基本方針を策定するものとなります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ちょっと難しい、耳も遠いせいかよく説明が分からなかった部分があるのだけれども、それは委託しなければならないものなの、本来自分で考えるものなの、どっちなの、それは。

○議長（村山義明君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） 専門的な部分も多いので、委託して計画を策定するのが必要かなと思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第58号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号 令和2年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号

○議長(村山義明君) 日程第21、議案第59号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第59号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長(村山義明君) 土屋建設課長。

○建設課長(土屋順一君) 議案第59号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和2年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ163万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,155万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

地方債の補正からご説明いたします。4ページから5ページをお開きください。第2表、地方債補正、起債の目的、下水道事業債の限度額の変更と事業の追加でございます。起債の目的、下水道事業債、限度額、変更前4,150万円、変更後5,470万円とするもので、下水道事業債のうち特定環境保全公共下水道整備事業については限度額を変更前4,

150万円から変更後5,330万円とするもので、過疎対策事業債の配当額の減により不足する額について増額するものとなります。公営企業会計法適用事業については、新規の追加となり、先ほど水道事業会計でもご説明いたしました公営企業会計適用に向けた基本方針の策定に係る事業の実施のため、変更後、限度額140万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページから13ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額に163万円を追加し、2億2,050万9,000円とするもので、12節委託料では特定環境保全公共下水道事業法適用基本方針策定委託料140万円を追加、水道事業特別会計と同じく公営企業会計適用に向けた基本方針の策定について委託するためのものとなります。17節備品購入費では、下水道管理センターの水質試験用溶存酸素計購入で23万円を追加、これは下水の水質を計測する機器となりますが、経年劣化により数値が安定しなくなってきており、当初購入から21年が経過しているため部品の供給が終了し、修理不能となっているため、購入するものとなります。

8ページから9ページをお開きください。歳出合計、既定額2億6,992万6,000円に163万円を追加し、2億7,155万6,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページから11ページをお開きください。3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金では、既定額から1,157万円を減額し、8,731万円とするもので、一般会計繰入金について減額するものでございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債につきましては、既定額に1,320万円を追加し、5,470万円とするもので、先ほど地方債の補正でご説明いたしました特定環境保全公共下水道整備事業について、過疎対策事業債の配当額の減により不足する額1,180万円を追加、公営企業会計法適用事業については、特定環境保全公共下水道事業法適用基本方針策定委託の財源とするため、140万円を新規で追加するものでございます。

6ページから7ページをお開きください。歳入合計、既定額2億6,992万6,000円に163万円を追加し、2億7,155万6,000円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、1点だけ。

先ほどの議案でも東海林議員から出されたのですけれども、今回もそうなのですから、この140万円、業務委託です。140万円の業務委託なら職員で私はできるのではないのかなと。こういう計画ですか。昔私が議員になった時代、その専門職がいて、一生懸命庁舎内で担当職員がやっていたのを私は目にしておりますが、この頃この10年

ぐらい前から何でも委託料というような、ちょっとしたものでも委託するというような傾向が見られます。町長に言わせれば、職員が少ないから、どうしても業者に委託しなければならぬとかという答弁は聞き飽きておりますので、できる限りこの特別会計、一般会計から繰入れしていますので、できる限り自分たちの手でやれるものはやってもらって、一般会計から繰入れするのも少しは考えて、職員ですから、やっぱり考えてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどの東海林議員の水道会計のときにもありましたけれども、基本的な考え方としてはできるだけ業務委託を減らして職員自らがやるということが望ましいという考え方は基本に思っております。星川議員は10年ぐらい前からとおっしゃいましたけれども、これは私が町長に就任してからのので、前の野邑町長の時代はほとんど委託というのは削ってやってきているというふうに思います。聞き飽きたと言われても、今現状の中でこういった業務についての経験値を多く持っていないというような、職員削減をしてきた中で、そういう経験値を持った職員が十分にいないという状況の中で、少なくとも1回ぐらい程度は委託をするけれども、その次からは自分たちでやるというような考え方に立って、例えば介護保険の計画は今回2回続けて委託に出していますけれども、障がいの方は何とか自分たちでやってもらおうと。今回を最後にして、これ以降は自分たちでやるというような考え方に立って予算としては認めてきています。上下水道の関係で申し上げますと、土屋建設課長のほか水道、建設、土木はいずれも職員の退職に伴って社会人採用をして、非常にまだ経験の浅い職員で今建設課は一生懸命頑張ってくれています。そういう中で財務会計という今病院でやっているような会計基準で今後やっていくというのは大変な負担になりますし、これが令和5年度以降この制度を導入していくにしても、そのために会計の職員を増やして配置するという事はやっぱり困難だというふうに思っています。だから、現状の職員で何とか新しい会計になっても頑張ってもらえないかと。そのことを前提に、導入に当たっては十分に職員も勉強してもらわなければなりませんけれども、専門的な助言をいただいて方針を策定した後、適切に運営できるように今回は委託費を計上するようにお願いしたいというふうに思っております。ご理解を賜ればと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 私も町長から聞いたのだけれども、今の水道、下水道に関する委託料は職員の配置から見たって、専門性から見てやむを得ないところはあると分かるけれども、かつて私がやっていた時代、私の先輩も含めて技術屋であったものが一生懸命事務的な計画づくりもやっていた。寝ないでやっていた。どちらかという、今福祉計画なんかはサンプルはあるとしても一生懸命審議会もつくって、自分たちの手で、地元の町のことを一番知っているのは町の職員なのだから、そこが中心になってつくっていく、そういう努力をしているところも福祉関係なんかでは私は随分見ている。ただ、そこで町

長、聞きたいのは、いろんな諸計画づくり、それから方針づくりまで委託しているのが実情なのだけれども、どのレベルになったら委託しようとしているのか、どこまでは自分たちでやろうとしているのか、その境界が分からないのだわ、私たちが。だから、何でも委託しているな、逆に楽しんでいるなと思われてしまうの。そうではないのだよね。やむを得ず委託しなければならないものは委託しているはずなのだけれども、そのことが議員は分かっていないよ、本当の話。だから、委託料ばかりではないかと言われるの。本当は優秀な職員がたくさんいるのだから、ここで自賄いでやって、やれよ、頑張れよと、こう言いたいなのだけれども、実情はそれが伴っていないことも分かるのだけれども、町長としてはそこら辺の委託をする上での境界線をどんなふうな形で押さえているのか伺いたい。これはちょっとしたことだったら職員幾らでもできる場合があると思うので、その辺どうなのでしょう。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変難しいご質問なのですけれども、基本的にその計画の中身だけではなくて、計画によっては既定の計画の、既にある終了しようとしている計画の年次に伴って数字が変わっていきたりとかというところを補足しながら、おおむねそれで計画策定が可能なものと、それから中身が大きく変わっていく、あるいは全く新しい計画等あると思います。いずれについても、最終的にはそれらを委託に出さずに職員ができるようになっていくということが理想だというふうに思います。あとはその状況の中で、既にそこに経験値のある職員がいて策定が可能だろうというふうに判断できるか、あるいはなかなかそこは今の職員体制の中では難しいのではないかとというようなところを個別に判断して、私の中では委託を認めるというか、予算計上をお願いするかどうかということ判断をしてくれています。ただ、総合計画のような、これは10年間の全体の事業に関わっていく、そういうような計画に関しては、そういう委託という手法を積極的に使うというケースもあるというふうに思います。今回コミュニティーデザインというようなことを取り入れて新しい町民参加のまちづくりを目指していくということに対する有益な投資になると、そういう委託もあるのではないかとというふうに考えています。いずれにしても、個々の計画それぞれの中身とそのときの職員の組織の状況によって個別に判断しているというのが現状であります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 今の件については、町長がどこで限界かなんていうのは酷であることは分かっている。実際にスタッフがどういう状況であるかというのはセクション、セクションで皆変わっているから、それからどのぐらいの膨大な量になるかということもあるのだけれども、ただ町長、私自分でも何回も総合計画に携わってきた。それから、それ以前は総合計画は、製本屋へ頼んでやるようになった時代があるけれども、その前はガリ版で切って自分で作ったのだよ。そういう時代もあるの。それで、私は一番第2期の総合マスタープランをつくったときには初めて印刷所に頼んで、いい冊子にしてもらった。

作った私はいいものが出来たと思っていたけれども、今は何でも計画といたら分厚くて、カラーで立派なやつでなかったら計画でないと思っている。だから、そんなのでなくていいのだわ。町民にとって分かりやすい内容であれば、本当に自分たちでつくって、そんな長くなくてもいい。そんな量なくても中頓別町の例えば観光振興だったらどういうことを目指して、ここの部分をこう変えていくのだというようなところぐらいで、あの100ページもあるようなカラーの膨大なものは本来は見ないのだよ、あんなに厚くなると。だから、これからもう一回中頓別町のことの方針や計画はなるべく自分たちが考えて、住民の意向を知りながら自主作成していくという方針ぐらいあってもいいのではないかなと。そこに至らないと思えるものは、これはこれで委託しても結構だと思うの。その辺を、初めから委託するのが当たり前の時代になってしまったような気がするのです、私は。その前に自分たちでできるか、できないかという判断を一回してみしてほしい。そういう体制を、私はこれを決して貧乏な町だからそうするのではなくて、職員の能力を開発する上においてもそういった姿勢は必要かなと思ってあえて苦言を申し上げただけけれども、ちょっとコメントしていただけますか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどもご答弁したつもりではあるのですが、計画策定を委託して策定する中でそのプロセスを、職員は完全に丸投げしているわけではないので、一緒に計画策定に伴走しながら事務を完成させるということになります。その経験が次の計画をつくるときに生きてもらうと、生かしてもらうと。そのことで次は自前でつくれるようになっていくことを目指したいというふうに考えています。そのために、できれば1回限りというふうにしたいと思っておりますけれども、そんなふうに委託を組むものは組んで、職員にもトレーニングをしてもらうというふうな考え方で進めていきたいというふうに基本的には思っています。

○議長（村山義明君） ほかはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第59号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和2年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（村山義明君） 日程第22、議案第60号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第60号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第60号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算。

令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,710万1,000円とする。

第2項 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出、中頓別町長。

最初に、事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、2目償還金では新規に446万6,000円を追加するもので、22節償還金利子及び割引料で平成31年度分の介護給付費負担金及び地域支援事業に係る交付金の額の確定に伴い、国及び道に対する返還金をそれぞれ計上するものであります。

6ページをお開きください。歳出、既定額2億2,263万5,000円に446万6,000円を追加し、2億2,710万1,000円とするものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページをお開きください。8款繰越金、1項1目繰越金では、既定額に446万6,000円を追加するもので、平成31年度分の国及び道に対する返還分として前年度繰越金を計上するものであります。

4ページをお開きください。歳入、既定額2億2,263万5,000円に446万6,000円を追加し、2億2,710万1,000円とし、歳入歳出のバランスを取っているところであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 令和2年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号

○議長(村山義明君) 日程第23、認定第1号 平成31年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第24、認定第2号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第25、認定第3号 平成31年度中頓別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第26、認定第4号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定の件、日程第27、認定第5号 平成31年度中頓別町水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第28、認定第6号 平成31年度中頓別町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第29、認定第7号 平成31年度中頓別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第30、認定第8号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

小林町長。

○町長(小林生吉君) 認定第1号から認定第8号に関する説明をさせていただきたいと思いをします。

今上程されました認定第1号 平成31年度中頓別町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号 平成31年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定までについて提案のご説明をさせていただきたいと思いをします。総務課政策経営室から提出させていただいております別添資料、町議会決算審査特別委員会資料の1ページを御覧いただきたいと思います。平成31年度各会計歳入歳出決算の総括表をもって説明させていただきたいと思いをしますが、8会計合計の決算額が55億8,228万2,000円に対し、収入済額が55億3,039万2,132円、支出済額が53億2,301万2,595円となり、差引き残高2億737万9,537円となったところであり、このうち一般会計につきましては、1億7,739万7,414円が差引き残額となっているところであり、以上申し上げました8会計につきまして、いずれの会計におきましても単年度収支についてはプラスということになっているところであり、

詳細につきましては、決算審査特別委員会で報告をさせていただきたいと思いをしますが、

総括として簡略な説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎特別委員会設置の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議題となりました認定第1号から第8号は、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。なお、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から8号については、全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を委任、付与することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託することとした認定第1号から第8号については、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第8号の決算認定については、今会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎休会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の散会から決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（村山義明君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時16分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員